

活動チェックリスト（2025年度版）

梅雨・台風時期は大雨による土砂災害や洪水など災害発生のおそれがあり、最大限の注意が必要です。このため、自助・共助の取組として皆さんにお願いしたいことなどを「活動チェックリスト」としてまとめましたので、自主防災組織や自治会（町内会）などで共有していただき、活動体制を確認するなど、地域でも備えていただきますようお願いいたします。

（この「活動チェックリスト」は、市ホームページにも掲載します。）

1 情報収集について

■ 情報の収集方法を確認してください

- 市ホームページの「防災情報リンク一覧」から、気象情報のほか、雨量や河川水位などの観測情報、監視カメラなどの情報を確認できますので、ぜひご活用ください。

※別紙資料1「防災情報リンク一覧について」参照

- 広島県防災情報メール通知サービス、ふくやま防災メールをご利用ください（登録制）。緊急情報、気象情報などの防災情報が携帯電話等に届きます。

※別紙資料2「広島県防災情報メール通知サービス・ふくやま防災メール」参照

【参考】本市からの避難情報等の伝達方法

- 携帯電話等への緊急速報メール（登録不要）
- 固定電話への災害情報電話通報サービス（登録制）
- ・携帯電話等を持たない方を対象にしていますので、高齢者など該当の方がおられましたら登録していただくよう周知をお願いします。

※別紙資料3「災害時の避難情報等を固定電話にお知らせします！」参照

- テレビ・ラジオによる放送 ●自治会代表者宛メール ●防災行政無線など

2 避難行動について

■ 「警戒レベルが出た際の行動」を確認してください

- 警戒レベル1が出たら ⇒ 「心構えを高める」 （気象庁が発表）

- 警戒レベル2が出たら ⇒ 「避難行動を確認する」 （気象庁が発表）

●警戒レベル3 高齢者等避難が出たら

⇒ 「**高齢者等、避難に時間がかかる人は避難**」 （本市が発表）

- ・「高齢者等」は障がいのある人や避難を支援する人も含んでいます。
- ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

●警戒レベル4 避難指示が出たら

⇒ 「**危険な場所から全員避難**」 （本市が発表）

- ・高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。

●警戒レベル5 「緊急安全確保」が出たら

⇒ 「**命を守るための最善の行動を**」 （本市が発表）

- ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- ・警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

■ 「避難が必要な人」を確認してください。(全ての人ではありません)

避難が必要な人は、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域など危険な場所にいる人です。

たとえ避難情報が発令された区域でも、安全な場所にいる人の避難は必要ありません。

ハザードマップ（別紙資料4「電子版ハザードマップをご活用ください」）と一緒に、別紙資料5「避難行動判定フロー」で各自の取るべき行動を事前に確認してください。

■ 「避難先の考え方」を確認してください。

避難とは安全を確保することですので、緊急避難場所（市開設・地域自主開設）に必ずしも行く必要はありません。

避難方法として「親戚・友人宅への避難」、「高台への車での早めの避難」なども有効です。

3 緊急避難場所について

(1) 市が開設する緊急避難場所

■ 開設の考え方を確認してください

- 緊急避難場所は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」⇒「【警戒レベル4】避難指示」と、各避難情報の発令に合わせて段階的に開設します。
- 学区・地区が発令範囲に含まれた場合、市ではその学区・地区に1か所の「基幹緊急避難場所」（別紙資料6参照）を最初に開設しますので、不足する場合は地域の実情に応じて自主開設をお願いします。
- 例外的な対応として、台風の接近等により、夜から朝にかけて警報の発令が予想される場合、市民が明るい時間帯に安全に避難できるよう、15時を目途に避難情報の発令、緊急避難場所の開設を検討します。

※避難される際は、緊急避難場所の開設状況を必ず確認し、避難してください。

（全て開設されるわけではありません。）

■ 「緊急避難場所の開錠方法」を確認してください。

【平日日中の場合】

- 市職員が開錠

【平日夜間・土日祝日の場合】

- 基幹緊急避難場所早期開設者（在住行政職員・交流館長・自主防災組織）が開設
 - ・ 在住行政職員・交流館長…職員参集システムメールにより第3体制移行を通知し、災害対策[警戒]本部（福祉班・支部班）からの電話連絡を受けて開設を開始します。状況によっては緊急速報メール（避難情報）の受信をもって開設を開始します。
 - ・ 自主防災組織…災害対策[警戒]本部（総務班）からの電話（ホットライン）により開設を開始してください。

※市の開設担当者（福祉班・支部班）も市役所・支所から基幹緊急避難場所に向かいますので、到着次第、連携して運営を引き継ぎます。

※開設手順は、別紙資料7「基幹緊急避難場所開設手順」参照

※交流館と市立小中学校については、自主防災組織に鍵を貸与することも可能ですので、希望される学区・地区は各担当課へお問い合わせください。

【交流館】各支所地域振興課 (松永) 934-5443 (北部) 976-9460
 (東部) 940-2574 (神辺) 962-5026
 【市立小中学校】教育委員会教育総務課 928-1108

■ 「緊急避難場所」と「避難所」の違いを確認してください

※緊急避難場所へは各自必要なものを持参してください。

名称	定義	環境	持参が必要なもの
緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために緊急一時的に避難する場所	基本的に食糧等の提供はない。	非常時持出品 食糧、飲料水、衣類、毛布、ラジオ、貴重品、携帯用トイレ、その他必要なもの(粉ミルク、哺乳瓶、服薬中の薬等)
避難所	災害により住宅を失った方が、一定期間、避難生活をする場所	食糧、毛布などは市が用意する。(備蓄・応援物資)	家族の状況に応じて必要なものは各自持参 ・幼児がいる場合は、おむつ、おしりふき、粉ミルク、哺乳瓶等 ・高齢者がいる場合は、常備薬、服用中の薬、老眼鏡、入れ歯、介護用品(杖など)、等

(2) 地域で自主開設する緊急避難場所

■ 自主開設の手順等を確認してください

- ①開設する施設が安全な場所にあることをハザードマップで確認する。
- ②開設後、市へ連絡(代表者の名前、連絡先をお聞きし、その後の連携を図ります。)

【自主防災組織代表者等専用ダイヤル】(084)928-1154

※自主開設の緊急避難場所の運営は基本的に地域でお願いしますが、市からは避難状況の確認や気象情報などの情報を提供します。

※市指定の緊急避難場所を自主開設された場合で、後から市の開設に切り替える場合は、職員を派遣します。

別紙資料8「災害時における緊急避難場所自主開設マニュアル作成の手引き」参照

■ 本市との連携を確認してください。

【本市からの連絡】

- 災害時の連携のための連絡先(ホットライン)として届けのあった方の3人のうち、優先順位に従って災害状況などをお知らせします。

【市への緊急連絡】

- 市災害対策(警戒)本部を設置した際、自主防災組織代表者からの連絡用の専用電話を本部に設置しますので、緊急連絡が必要な場合はこの電話番号にご連絡ください。

《注意点》この電話番号のご利用は、自主防災組織の代表者の方に限定していただき、一般の方のご利用は控えていただきますようお願いいたします。

【自主防災組織代表者等専用ダイヤル】(084)928-1154

4 地域の体制について

■ 防災資器材・器具等を点検してください

浸水等に備えて、土のうなどの資器材等の点検・準備をお願いします。

■ 地域で避難する際の声かけのルールを確認してください。

■ 最新の地域連絡網が関係者で共有されているかを確認してください。

■ 緊急時の連絡先を確認してください。

●本市への連絡

市災害対策本部 928-1085（設置時のみ）

各支所・市民サービス課（松永） 930-0400 （北部） 976-8800 （東部） 940-2571
（神辺） 962-5000 （新市） 0847-52-5512
（鞆） 982-2660 （沼隈） 980-7700

●被害情報（人的被害）の連絡 消防局 119

●地域にある消防署や医療機関などの連絡先を確認しておいてください。

〇〇〇消防署	TEL	中国電力株式会社	TEL
消防団〇〇〇分団	TEL	福山ガス	TEL
〇〇〇警察署（交番）	TEL	株式会社N T T西日本	TEL
〇〇〇病院	TEL		TEL
福山市上下水道局	TEL		TEL

【その他】 ●別紙資料9「緊急避難場所・避難所等一覧」

防災情報リンク一覧について

①市ホームページのトップ画面



「防災情報」をクリック

②「防災情報」のページ



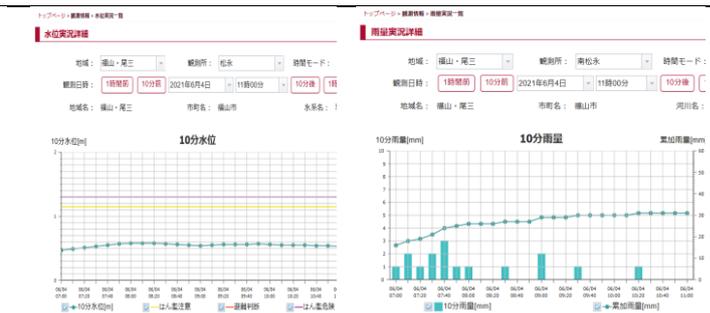
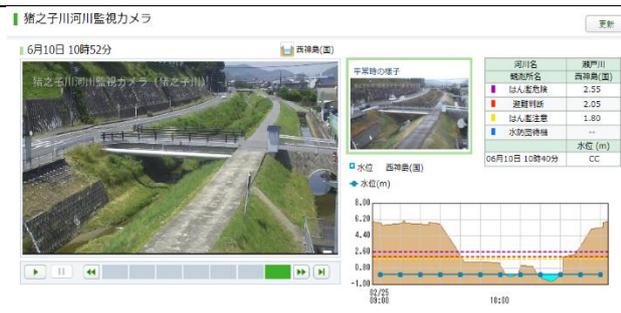
「防災情報リンク一覧 (気象・観測)」をクリック

③「防災情報リンク一覧 (気象・観測)」のページ



【拡大】
 知りたい情報を
 リックすると各情
 報画面に展開

<ul style="list-style-type: none"> ● 気象庁 福山市の防災情報 (あなたの街の防災情報) ● 気象庁 今後の雨 (降水時間予報) ● 広島県防災Web ● 広島県土砂災害危険度情報 ● 気象庁 台風情報 ● 港湾・河川カメラ <ul style="list-style-type: none"> ・ 手城川河川監視カメラ (広島県) ・ 猪之子川河川監視カメラ (広島県) ・ 芦田川 ライブカメラ (国土交通省) ・ 岡山県 河川カメラ ・ 一文字堤防ライブ (広島わんがムカメラ) ● 潮位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 横田港 潮位観測所 ・ 福山港 潮位観測所 ● ダム <ul style="list-style-type: none"> ・ リアルタイムダム諸量一覧表 ・ 八田原ダム 諸量グラフ ・ 八田原ダム 諸量経過 ・ 四川ダム 諸量グラフ ● 地点別浸水シミュレーション検索システム 芦田川のどこが浸水 (破壊) したら、どこが、いつ、どのくらい浸水するか、の変化をアニメーションやグラフで見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川水位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加茂川 (中野観測所) ・ 加茂川 (加茂観測所) ・ 加茂川 (沼観測所) ・ 吉野川 (万能倉観測所) ・ 山南川 (沼隈観測所) ・ 手城川 (手城観測所) ・ 手城川 (春日池) ・ 有地川 (福田観測所) ・ 服部川 (駅家中島観測所) ・ 本郷川 (今津観測所) ・ 河毛川 (瀬戸山北観測所) ・ 瀬戸川 (西神島観測所) ・ 砂川 (府中砂川観測所) ・ 神谷川 (上安井観測所) ・ 福川 (福川観測所) ・ 箱田川 (西中冬観測所) ・ 羽原川 (松永観測所) ・ 菅田川 (山手観測所) ・ 藤井川 (柳井橋観測所) ※福山市の場合：避難判断2.95m、氾濫危険3.2m ・ 高屋川 (古市観測所) ・ 高屋川 (御幸観測所) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 七社 (県) 雨量観測局 ・ 上安井 (県) 雨量観測局 ・ 加茂 (県) 雨量観測局 ・ 南松永 (県) 雨量観測局 ・ 古市 (県) 雨量観測局 ・ 四川 (県) 雨量観測局 ・ 大瀬 (県) 雨量観測局 ・ 大谷山 (国) 雨量観測局 ・ 山野 (県) 雨量観測局 ・ 妻部建設 (県) 雨量観測局 ・ 沼隈町 (県) 雨量観測局 ・ 瀬戸 (県) 雨量観測局 ・ 田原 (県) 雨量観測局 ・ 神辺 (県) 雨量観測局 ・ 福山 (気象庁) 雨量観測局 ・ 福山 (国) 雨量観測局 ・ 葦島 (国) 雨量観測局 ・ 駅家 (国) 雨量観測局
	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理型水位計 (川の水位情報) (簡易型水位計のため、水位が一定以上になると表示されません。) ● ため池 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県ため池マップ 	



広島県防災情報メール 通知サービス リニューアル!

登録
無料
(注)

よりわかりやすく、よりくわしく
災害から命を守るために欠かせない情報が届きます!

広島県防災キャラクター
タスケ三兄弟



ここが新しい!



ジスケ



コウスケ



登録はコチラ



- ◎警戒レベルでよりわかりやすく ◎わかりやすい文面でメール配信
- ◎11言語でのメール配信 ◎必要な情報をリアルタイムでお届け

防災情報メールって? どんなメリットがあるの?

本サービスは、県民のみなさまが災害から命を守るために欠かせない防災情報を一つのパッケージにして、リアルタイムでメール配信します。

命を守るための情報が 通知されます

避難勧告・指示の発令状況、津波、気象注意報・警報、土砂災害や洪水の危険度情報など、命を守る行動をとるために必要な情報を得ることができます。

地域を選択して 登録できます

お住まいの地域など複数の市区町を登録することができます。登録した地域にどんな危険が迫っているか知ることができます。

警戒レベルで避難のタイミングを 察知できます

警戒レベルにより避難すべきタイミングや取るべき行動が分かります。



(注)本サービスは無料でご利用いただけますが、メール受信等に必要となる通信料金は利用者の負担になります。

お住まいの地域で避難が必要となるような状況になったときにメールが届きます。

どんなときに
情報が届くの?



- 避難情報〔避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)〕が発令されたとき
- 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- 河川の水位が氾濫危険水位に到達したとき
- 津波注意報が発表されたとき

※一部の情報は、緊急速報メールでも配信されます。

『ふくやま防災メール』ご利用案内

福山市では、防災に関する緊急情報、気象情報といった防災情報を携帯電話やパソコンへメールでお届けする「ふくやま防災メール」を提供しています。災害への日頃の備えとして、ぜひご利用ください。

1 空メールを送信する

- 次のQRコードを読み込むか、送信先メールアドレスを直接入力し、空メールを送信してください。

【QRコード】



【送信先メールアドレス】

bousai.fukuyama-city@raidan2.speecan.jp

2 仮登録完了のお知らせメールが届く

- 「メールサービス本登録のご案内」の返信メールがすぐに届きます。

返信メールが届かない場合

迷惑メール防止機能で受信拒否されている可能性があります。

「fukuyama-city@raidan2.speecan.jp」からのメールが受信できるよう、設定を変更してください。

※受信設定後、①の手順を再度行ってください

迷惑メール防止機能の設定方法は、使用する端末の機種によって違います。詳しくは、契約している携帯電話会社にお尋ねください。



3 本登録画面にアクセスする

- 「メールサービス本登録のご案内」のメール本文にあるURLから、本登録画面にアクセスしてください。

4 利用規約を確認し同意する

- 利用規約を確認し、内容に同意する場合は「同意する」を押してください。

5 配信を希望する地域を選ぶ

- 配信を希望する地域にチェックし、「次へ」を押してください。

6 設定内容を確認し登録する

- 配信を希望する地域を再度確認し、設定内容がよろしければ「登録」を押してください。

※設定内容を修正する場合は、「戻る」を押してください。

7 本登録完了のお知らせメールが届く

- 「メールサービス登録完了」の通知が届きます。
- 以上で、登録手続きは完了です。

! 注意

登録料・情報料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。

【問い合わせ先】
福山市役所
危機管理防災課

電話番号
084-928-1228

災害時の避難情報等を 固定電話にお知らせします！

(※「災害情報電話通報サービス」のご利用には、電話番号等の登録が必要です。)

お知らせする情報

○「避難情報の発令」及び「緊急避難場所の開設」などの情報

- 《警戒レベル3》（高齢者等避難）を発令したとき
(⇒避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人は、危険な場所から避難)
- 《警戒レベル4》（避難指示）を発令したとき
(⇒危険な場所から全員避難)
- 《警戒レベル5》（緊急安全確保）を発令したとき
(⇒災害が切迫しているか、すでに災害が発生している)



避難情報
発令



【例】（自動音声がかかります。）
「こちらは福山市です。〇〇川が氾濫のおそれがあるため、〇時〇〇分、〇〇地域に【警戒レベル4】避難指示を発令。住民はただちに避難してください。緊急避難場所は〇〇小学校です。」

登録の対象となる方

- 携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方、高齢者などの避難行動要支援者
(※携帯電話等をお持ちの方は、緊急速報メールで情報を確認してください。)

注意事項

- 市役所以外（契約事業者）の電話番号から発信されます。
- 大規模災害時には通信施設が被災し、サービスの提供ができないことも考えられますので、テレビやラジオなどからも情報を収集してください。
- 電話を廃止又は電話番号を変更された場合は、お知らせください。

登録の方法

- ① 「登録申込書」(裏面)を危機管理防災課へ提出
- ② 申込受付後、約一週間で登録が完了



【申込先・問合せ先】福山市危機管理防災課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 Tel 084-928-1228 Fax 084-926-0845

※このパンフレット・登録申込書については、次の窓口へも設置しています。
市役所本庁舎、支所、交流館、コミュニティセンター・コミュニティ館

受付 NO :

「災害情報電話通報サービス」登録申込書

ふりがな	
名 前	
登録される固定 電話の電話番号	() —
住 所	福山市
お住まいの 学区・地区	学区・地区

- 登録される方は、太線内の全ての事項を記入の上、下記の FAX 番号が郵送により危機管理防災課へ届け出てください。
- 本サービスは、固定電話を対象にしたサービスであり、固定電話以外の電話番号を登録することはできません。
- アパート等へお住まいの方は、「住所」の欄に部屋番号等も記載してください。(テスト配信できない場合、郵送で通知を送る場合があります。)
- 登録された個人情報は、本サービスの提供のみに使用させていただきます。

申込先：福山市危機管理防災課
住 所：福山市東桜町3番5号
電 話：084-928-1228
FAX：084-926-0845

電子版ハザードマップ



をご活用ください！

日ごろから、自宅や自宅周辺の災害リスクを確認し、いざというときに備えましょう。

<p>水害（洪水・土砂災害） ハザードマップ</p>	<p>津波ハザードマップ</p>
	
<p>※最新の区域や詳細な位置は、次のポータルサイトから確認できます。</p>   <p>洪水ポータルひろしま 土砂ポータルひろしま</p>	<p>※最新の区域や詳細な位置は、次のポータルサイトから確認できます。</p>  <p>高潮・津波災害ポータルひろしま</p>
<p>防災重点ため池の ハザードマップ</p>	<p>福山市地震防災マップ</p>
	
<p>※最新の区域や詳細な位置は、次のポータルサイトから確認できます。</p>  <p>広島県ため池マップ</p>	  <p>【問合せ先】 福山市危機管理防災課 〒720-8501 福山市東桜町3番5号 電話：084-928-1228</p>

宅地建物取引時に説明が必要なハザード情報について

宅地建物取引業法施行規則の規定に基づき、宅地建物取引業者が宅地または建物の取引に際して、重要事項として説明しなければならない事項のうち、土砂災害（特別）警戒区域、津波災害警戒区域、水防法の規定に基づく水害（洪水・雨水出水・高潮）ハザードマップの確認方法については、次のとおりです。

事項		指定	指定区域を掲載しているハザードマップ	備考
土砂災害（特別）警戒区域		あり	<p>●水害（洪水・土砂災害）ハザードマップ</p> <p>※最新の区域や詳細な位置の確認は、土砂災害ポータルひろしまをご利用ください。</p>	
津波災害警戒区域		あり	<p>●津波ハザードマップ</p> <p>※最新の区域や詳細な位置の確認は、高潮・津波災害ポータルひろしまをご利用ください。</p>	現在、福山市に津波災害特別警戒区域はありません。
水防法の規定に基づく水害	洪水	あり	<p>●水害（洪水・土砂災害）ハザードマップ</p> <p>※最新の区域や詳細な位置の確認は、洪水ポータルひろしまをご利用ください。</p>	
	雨水出水	なし	なし	
	高潮	なし	なし	高潮浸水想定図（水防法の規定に基づかない）があります。高潮・津波災害ポータルひろしままでご確認ください。

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

資料5

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い
区域を着色した地図です。着色されていないところ
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土
地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村
からの避難情報を参考に必要に応じて避難して
ください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、
立退き避難（自宅の外に避難）が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、
水・食糧などの備えが十分にある
場合は**屋内安全確保**（自宅に留まり安全
確保すること）も可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3高齢者
等避難が出たら、**安全な親戚や知人宅に
避難**しましょう（日
頃から相談しておき
ましょう）

警戒レベル3高齢者
等避難が出たら、市
区町村が指定してい
る**指定緊急避難場所
に避難**しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4避難指示
が出たら、**安全な親戚
や知人宅に避難**しま
しょう（日頃から相談
しておきましょう）

警戒レベル4避難指示
が出たら、市区町村が
指定している**指定緊急
避難場所**に避難しま
しょう

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

水害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

凡例

土砂災害

土砂災害警戒区域：■
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：■
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップホームページ

検索



ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

- ② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

- ③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)
水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには①及び③の記載はありません。



警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう。



「避難」とは「難」を「避」けることです。
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。



避難先は小中学校・交流館 だけではありません。
安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、交流館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline

水害時に本市が開設する緊急避難場所一覧（基幹緊急避難場所）

※「洪水」と「土砂災害」のいずれにも対応した緊急避難場所

No.	学区・地区(50音順)	基幹緊急避難場所	No.	学区・地区(50音順)	基幹緊急避難場所
1	赤坂	赤坂交流館	43	常金丸	常金丸交流館・常金丸小学校
2	曙	曙小学校	44	津之郷	津之郷小学校
3	旭	旭小学校	45	坪生	坪生小学校
4	旭丘	旭丘小学校	46	手城	手城小学校
5	網引	網引小学校	47	戸手	戸手小学校
6	有磨	芦田中学校	48	鞆	鞆交流館
7	泉	泉小学校	49	長浜	長浜小学校
8	伊勢丘	東部市民センター	50	西(芦田川より東)	西小学校
9	遺芳丘(今津)	遺芳丘小学校	51	西(芦田川より西)	明王台小学校
10	遺芳丘(高西)	高西交流館高西コミュニティセンター	52	西深津	西深津小学校
11	遺芳丘(東村)	東村旧学校施設	53	能登原	能登原旧学校施設
12	内浦	うつみ市民交流センター	54	野々浜	野々浜小学校
13	内海	うつみ市民交流センター	55	走島	走島交流館
14	駅家	北部市民センター	56	服部	服部旧学校施設
15	駅家西	駅家西小学校	57	東	東小学校
16	駅家東	駅家北小学校	58	光(芦田川より東)	光小学校
17	大谷台	東朋中学校	59	光(芦田川より西)	明王台小学校
18	大津野	大津野小学校	60	引野	引野小学校
19	春日	春日小学校	61	久松台	久松台小学校
20	霞	霞小学校	62	日吉台	日吉台小学校
21	金江	精華中学校	63	広瀬	広瀬交流館
22	神村	神村小学校	64	深津	深津小学校
23	加茂	加茂中学校	65	福相	福田交流館
24	川口	川口小学校	66	藤江	藤江小学校
25	川口東	川口東小学校	67	本郷	本郷小学校
26	神辺	かなべ市民交流センター	68	幕山	幕山交流館
27	熊野	熊野小学校	69	松永	西部市民センター
28	蔵王	蔵王小学校	70	道上	かなべ市民交流センター
29	桜丘	桜丘小学校	71	緑丘	緑丘小学校
30	山南	山南交流館	72	南	まなびの館ローズコム
31	樹徳	樹徳小学校	73	御野	御野小学校
32	新市(芦田川より北)	しんいち市民交流センター	74	箕島	テクノ工業団地事務所
33	新市(芦田川より南)	福田交流館	75	水呑	向丘中学校
34	新涯	新涯小学校	76	御幸	御幸小学校
35	瀬戸	瀬戸小学校	77	明王台	明王台小学校
36	千田	千田小学校	78	宜山(芦田川より北)	駅家南中学校
37	高島	高島小学校	79	宜山(芦田川より南)	福田交流館
38	竹尋	竹尋小学校	80	柳津	柳津小学校
39	多治米	多治米小学校	81	山手	山手小学校
40	千年	ぬまくま市民交流センター	82	山野	山野旧学校施設
41	中条	中条小学校	83	湯田	湯田小学校
42	常石	常石ともに学園			

※2025年(令和7年)6月時点

基幹緊急避難場所開設手順

資料7

【 早期開設を依頼する状況・施設 】

1 開設を依頼する状況

①から③のすべてに該当する場合

- ①集中豪雨などの「風水害」による場合
- ②「平日夜間（20時～翌8時30分）及び土日・祝日」
(基幹緊急避難場所となる施設が閉まっている時間)
- ③基幹緊急避難場所の開設が「緊急」で必要な場合
(台風に合わせて計画的に開設する場合は除く)

2 開設を依頼する施設

「基幹緊急避難場所」…風水害時、各学区・地区に1か所指定している、最初に開設する緊急避難場所のこと。

【 開設までの流れ 】

1 警戒体制の発令（開設に出発する準備をする）

警戒レベル3相当の気象情報等が発令された場合

⇒在住行政職員、交流館長宛てに、危機管理防災課から一括送信システムにより、開設準備（第3体制）への移行通知をメール送信

2 基幹緊急避難場所が開設される地域に電話で開設要請

(1) 自主防災組織へは、ホットラインを利用して電話連絡

(2) 在住行政職員及び交流館長へは、福祉班・支部班より電話連絡

※電話での連絡を基本とするが、状況によっては緊急速報メールの受信をもって開設を開始する。その際、緊急速報メールの内容（発令対象学区・地区）を確認して開設に向かう。

3 施設の開錠

電話もしくは緊急速報メールを確認後、基幹緊急避難場所開設へ向かう。

4 受付準備

入口付近に受付を設置し、受付簿を用意する。

5 開設報告（記入後速やかに）

該当の報告先に電話連絡し、次の3項目を報告する。※原則、在住行政職員が報告

(1) 基幹緊急避難場所名 (2) 開設日時 (3) 報告者（携帯電話番号も報告）

6 避難者の受入れ

避難者受付表【様式1】に、避難者の人数、世帯数を記入する。

避難者の内訳をカウントする。（性別、病人、要配慮者、年齢）

7 避難者の状況報告（1時間ごと）

毎時00分の避難者の情報を「報告用紙【様式2】」に記入し、該当の報告先へ電話連絡する。

《報告先》

◎福祉班 084-928-1061（福祉総務課）

【対象地域】

赤坂、曙、旭、泉、霞、川口、川口東、熊野、桜丘、樹徳、新涯、瀬戸、高島、多治米、津之郷、手城、鞆、西、明王台、西深津、走島、東、光、久松台、深津、南、水呑、山手、箕島

◎支部班

松永支部（松永保健福祉課）084-930-0410

【対象地域】今津、高西、松永、柳津、東村、金江、神村、藤江、本郷

北部支部（北部保健福祉課）084-976-8803

【対象地域】

有磨、福相、駅家、駅家西、駅家東、加茂、広瀬、服部、宜山、山野

東部支部（東部保健福祉課）084-940-2572

【対象地域】旭丘、伊勢丘、大谷台、大津野、春日、蔵王、千田、坪生、長浜、野々浜、引野、日吉台、幕山、緑丘、御幸

神辺支部（神辺保健福祉課）084-962-5005

【対象地域】神辺、道上、竹尋、中条、御野、湯田

新市支部（庶務担当） 0847-52-5512

【対象地域】網引、新市、常金丸、戸手

沼隈支部（庶務担当） 084-980-7700

【対象地域】山南、千年、常石、能登原、横島、田島西部、田島東部

8 引継ぎ

- ・一定時間初動運営を行い、福祉班・支部班が到着した時点で運営を引き継ぐ。
- ・避難者が多数等、運営に必要な人数が揃わない場合は、運営上支障のない状態になるまで執務する。執務を終了する優先順位は、①自主防災組織②交流館長③在住行政職員とする。

避難者受付表					基幹緊急避難場所名						
世帯番号	世帯主・代表者	世帯人数	性別内訳		病・要の別	年齢内訳			入所日	退所日	備考
1			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
2			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
3			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
4			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
5			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
6			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
7			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
8			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
9			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
10			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
11			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
12			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
13			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
14			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
15			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
16			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
17			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
18			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
19			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								
20			男	他	病 要	新 成	乳 高	未			
			女								

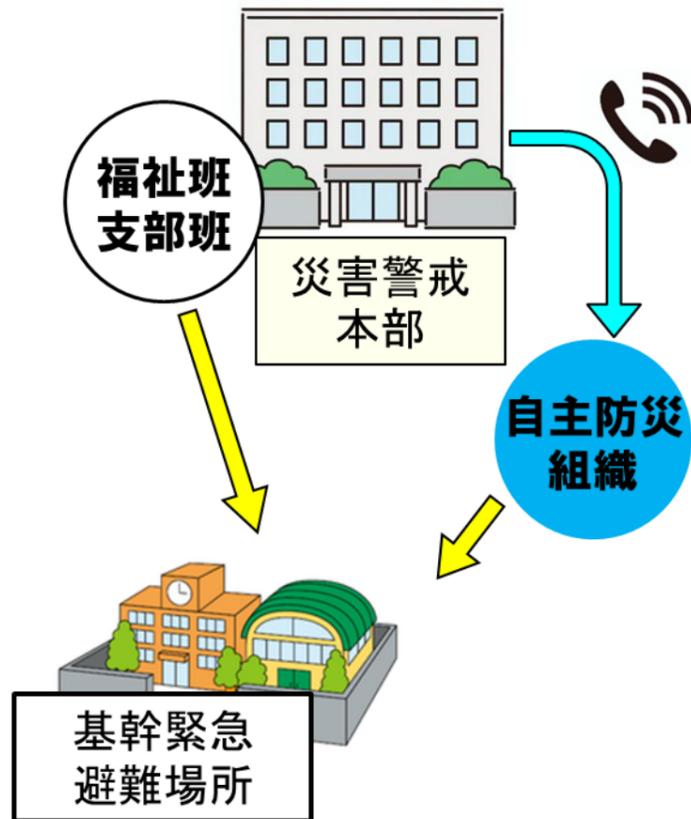
※病:病人・けが人 ※要:要配慮者(介護や障がいにより、配慮が必要な人。けが・病気は除く。)

※新:新生児(1か月未満), 乳:乳幼児(0歳1か月～6歳), 未:未成年(7～19歳), 成:成人(20～74歳), 高:高齢者(75歳～)

「基幹緊急避難場所早期開設者制度」

各学区・地区の①在住行政職員、②交流館長、③自主防災組織が協力して基幹緊急避難場所を開設し初動運営を行う。

(1) 風水害時の基幹緊急避難場所開設【従来の制度】



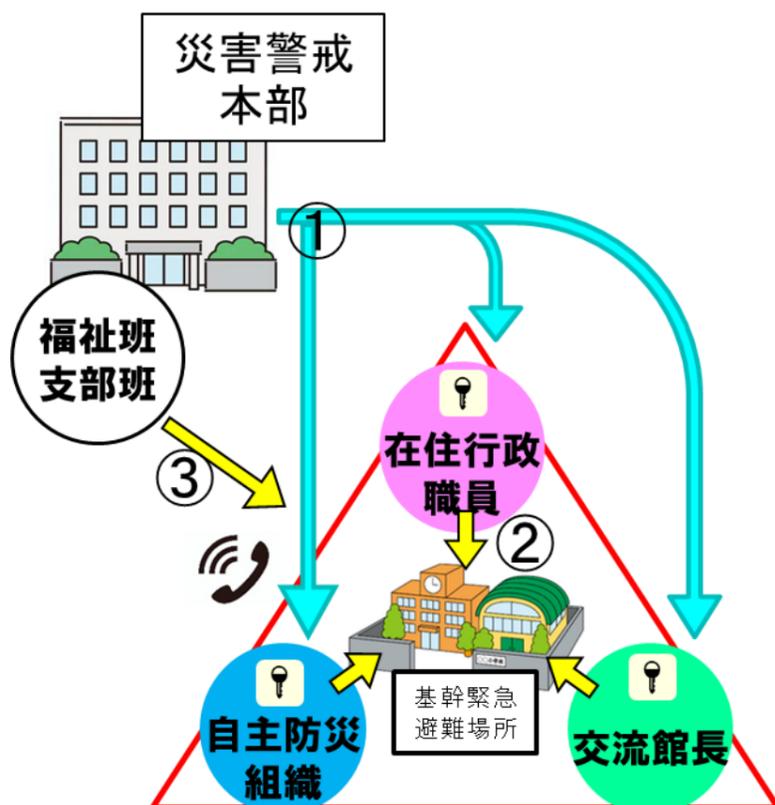
《休日・夜間の開設までの流れ》

- ① 災害警戒本部から、対象の自主防災組織へ電話連絡（ホットライン）し、基幹緊急避難場所の開設を依頼。
- ② 福祉班・支部班が市役所・支所へ参集し、基幹緊急避難場所へ向かう。
- ③ 自主防災組織もしくは福祉班・支部班が基幹緊急避難場所に到着次第、開設の準備開始。
- ④ 開設準備ができ次第、避難指示等を発令。

《従来の課題》

- 福祉班・支部班は、必要な物品を基幹緊急避難場所へ持っていくため、一度、市役所・支所へ参集してから開設に駆けつけることから、一定の時間がかかる。
- 福祉班・支部班は、必ずしも市役所・支所（職場）の近くに居住しているとは限らないため、状況によっては、参集にも時間がかかる場合がある。
- 自主防災組織が、いつ・なんどきでも迅速な開設ができる体制を常に整えておくことは難しい。

(2) 風水害時の基幹緊急避難場所開設【現行制度】



《休日・夜間の開設までの流れ》※①・②・③は左図へ表示

- ① 災害警戒本部（福祉班・支部班）から、対象学区・地区の在住行政職員・交流館長・自主防災組織へ基幹緊急避難場所の開設を依頼。同時に避難情報を発令。
- ② 在住行政職員・交流館長・自主防災組織が学区・地区の基幹緊急避難場所の開設へ向かう。いずれかが基幹緊急避難場所に到着次第、開設の準備開始。
- ③ 福祉班・支部班が市役所・支所へ参集し、基幹緊急避難場所へ向かう。
- ④ 福祉班・支部班が到着。連携して運営を引継ぎ。

《導入後の効果》

- 学区・地区内から開設に向かうため、基幹緊急避難場所までの移動距離が短く、迅速な開設が可能となる。
※新制度導入により、休日夜間の開設について、30分以上の短縮が見込まれる。
- 基幹緊急避難場所ごとに開設者を決めることにより、所在地や建物構造等について把握しやすく、円滑な開設・初動運営が可能となる。
- 三者が協力して開設・初動運営をして、それを市の開設担当者（福祉班・支部班）が支援する体制を構築することで、仮に三者のうちの1人に不都合等が生じた場合でも補完できる体制となる。

災害時における緊急避難場所

自主開設マニュアル

作成の手引き

2025年(令和7年)6月

福山市

内容

はじめに.....	1
1 基本事項の確認.....	2
■ 緊急避難場所と避難所	2
■ 緊急避難場所への避難が必要な人の考え方	2
■ 【参考】 避難行動判定フロー（内閣府）	3
■ 警戒レベルと避難行動	5
2-1 緊急避難場所の自主開設 ～土砂災害・洪水の場合～.....	7
■ 緊急避難場所開設の基本的な考え方	7
■ 【参考】 水害時に市が開設する緊急避難場所（基幹緊急避難場所）一覧表	9
2-2 緊急避難場所の自主開設 ～地震・津波の場合～	10
■ 緊急避難場所開設の基本的な考え方	10
■ 【参考】 津波浸水想定区域を含む学区・地区一覧表.....	12
3 自主開設に当たって ～共通編～.....	13
■ 開設に当たって気をつけること.....	13
■ 運営に当たって気をつけること.....	13
4 参考資料.....	14
■ 学区・地区自主開設マニュアル（ひな形） 参考資料①	15
■ 緊急避難場所の開設前の建物チェックリスト 参考資料②	17
■ 避難者受付表（個人記入用） 参考資料③	18
■ 避難者名簿一覧表（運営保管用） 参考資料④	19
■ 市への状況報告メモ 参考資料⑤	20

はじめに

このマニュアルは、地域が緊急避難場所の自主開設を円滑に行うため、開設・運営に関する手順や要領をまとめたものです。

災害発生時には、その災害の種別に応じて、危険な場所にいる人の避難が必要となります。

福山市では、災害発生のおそれがある場合に緊急避難場所を開設しますが、その対応には限りがあります。

このため、地域でも必要に応じて緊急避難場所を自主開設していただき、緊急避難場所の確保に御協力いただくようお願いします。

また、この手引きでは、各地域に共通する基本的な事項を記載していますので、その他、地域の実情に応じて必要な対応を追加していただき、いざという時に緊急避難場所の自主開設・運営がより円滑に実施できるよう、事前の準備をお願いします。

なお、本市においても自主開設された緊急避難場所との連絡体制を構築し、可能な支援に努めたいと考えていますので、緊急避難場所を自主開設された場合には、ホットラインにより市へ開設連絡をしていただくようお願いします。

1 基本事項の確認

■ 緊急避難場所と避難所

名称	定義	環境	持参が必要なもの
緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために緊急一時的に避難する場所	基本的に食糧等の提供はない	・非常時持出品 食糧、飲料水、衣類、毛布、ラジオ、貴重品、携帯用トイレ、その他必要なもの（粉ミルク、哺乳瓶、服薬中の薬等）
避難所	災害により住宅を失った方が、一定期間、避難生活をする場所	食糧、毛布などは市が用意する。（備蓄・応援物資）	家族の状況に応じて必要なものは各自持参 ・幼児がいる場合は、おむつ、おしりふき、粉ミルク、哺乳瓶等 ・高齢者がいる場合は、常備薬、服薬中の薬、老眼鏡、入れ歯、介護用品（杖など）、等

■ 緊急避難場所への避難が必要な人の考え方

「●●学区・地区に発令」とされた場合、その学区・地区にいるすべての方の避難が必要なわけではありません。避難が必要なのは、災害ごとに危険な場所にいる方です。

土砂災害の場合

避難情報(警戒レベル)が発令されたエリアで、土砂災害警戒区域や、がけの近く、谷の出口など土砂災害のおそれがある場所にいる人

- ☞ 自宅等が土砂災害警戒区域内に入っているかを事前に確認！
(土砂災害警戒区域は、水害ハザードマップやホームページで確認してください。)

洪水の場合

避難情報(警戒レベル)が発令されたエリアで、対象となる河川の洪水浸水想定区域内で、浸水する深さなどから考えて、危険な場所にいる人

- ☞ 自宅等がどの河川の浸水想定区域に入っているかを事前に確認！
(各河川の浸水想定区域は、水害ハザードマップやホームページで確認してください。)

地震の場合

- ☞ 事前に避難情報(警戒レベル)が発令することが困難なため、地震が発生したら、自主的に地震緊急避難場所へ避難する！

津波の場合

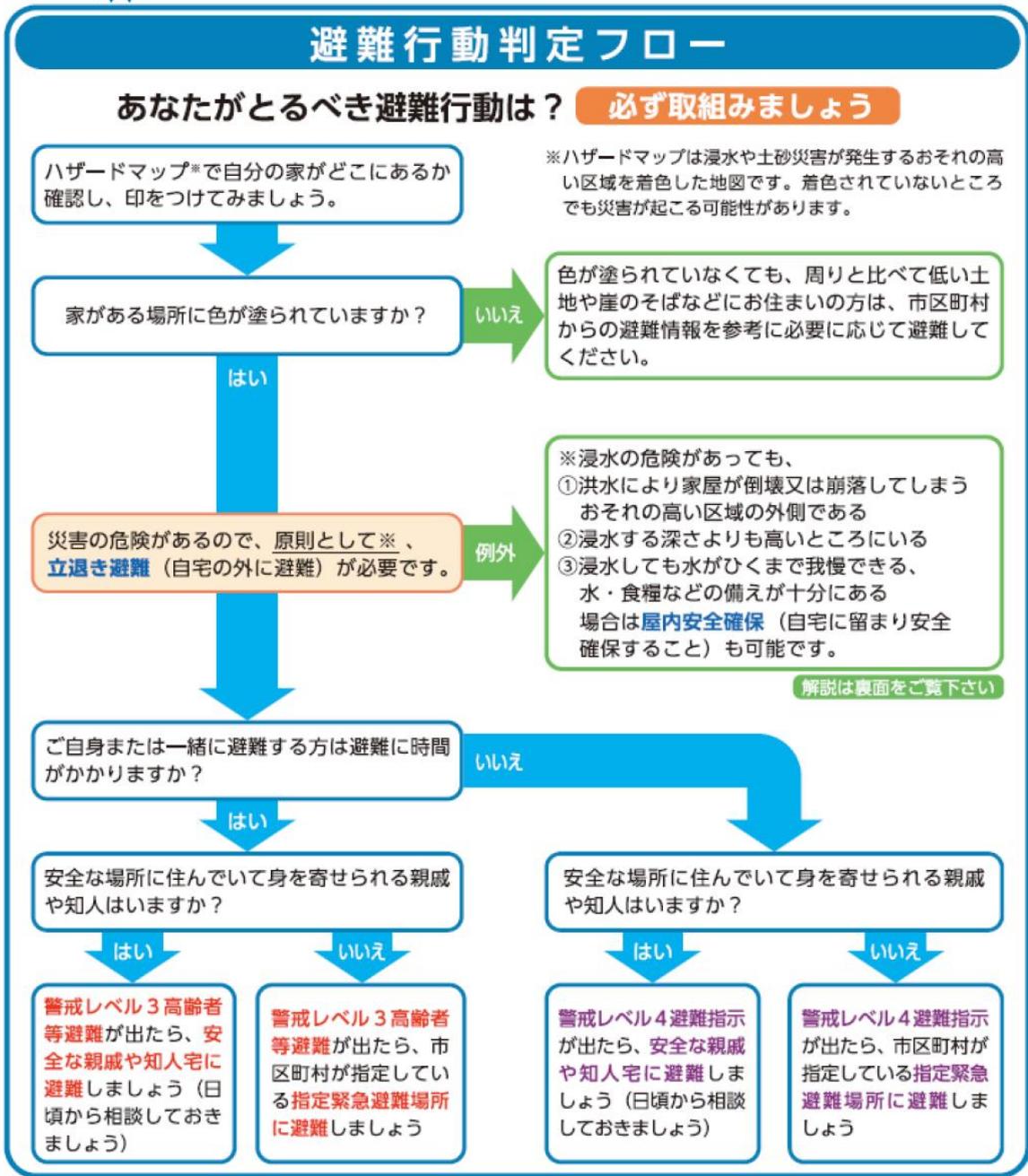
避難情報(警戒レベル)が発令されたエリアで、津波浸水想定区域内で、浸水する深さなどから考えて、危険な場所にいる人

- ☞ 自宅等が津波浸水想定区域に入っているかを事前に確認！
(津波浸水想定区域は、津波ハザードマップや市のホームページで確認してください。)

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

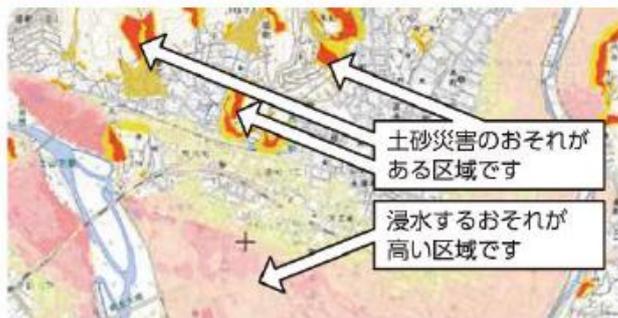
「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。



避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

水害		土砂災害	
洪水浸水想定区域 (浸水深)		土砂災害警戒区域： 土砂災害のおそれがある区域	
3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)	土砂災害特別警戒区域： 建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域	
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)		
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)		
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)		

ハザードマップホームページ 検索



ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

- ② 浸水深より居室は高い

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

- ③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)
水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使
用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには①及び③の記載はありません。

! 警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう。

! 「避難」とは「難」を「避」けることです。
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

! 避難先は小中学校・交流館ではありません。
安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、交流館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline

■ 警戒レベルと避難行動

警戒レベル 1 は、「災害への心構えを高める」

「警戒レベル 1」は、災害発生の危険性はまだ低い段階ですが、最新の防災気象情報などに留意するなど、災害への心構えを高めてください。

警戒レベル 2 は、「ハザードマップなどで避難行動を確認」

「警戒レベル 2（大雨注意報や洪水注意報など）」は、災害発生に対する注意が高まってきた段階です。

ハザードマップで災害の危険性のある区域や緊急避難場所、避難経路、避難のタイミングの再確認など、避難に備えて自らの避難行動を確認しておきましょう。

警戒レベル 3 は、「高齢者や要介護者等が避難」

警戒レベル 3「高齢者等避難」が発令された段階では、避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人、避難を支援する人などは安全な場所へ避難しましょう。また、それ以外の人は、いつでも避難できるように準備をしましょう。

警戒レベル 4 は、「対象地域住民の全員避難」

警戒レベル 4「避難指示」が発令された段階では、危険な場所にいる人は全員速やかに避難してください。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急避難を行ってください。

警戒レベル 5 は、「命を守るための最善の行動を」

警戒レベル 5「緊急安全確保」の段階では、すでに災害が発生している状況ですので、命を守る最善の行動をとってください。

警戒レベル	居住者等が取るべき行動	行動を居住者等に促す情報	備考	
5	<ul style="list-style-type: none"> ●命の危険 直ちに安全確保 ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 	緊急安全確保	市が発令	
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~				
<b>4</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>危険な場所から全員避難</b></li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、<u>自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動</u>する。</li> <li>・土砂災害のリスクがある区域等においては、<u>自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動</u>する。</li> </ul>	<b>避難指示</b>		
<b>3</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>危険な場所から高齢者等は避難</b></li> <li>・<u>高齢者等の要配慮者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u>する。</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</li> </ul>	<b>高齢者等避難</b>		
<b>2</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>自らの避難行動を確認</b></li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、<u>避難に備え自らの避難行動を確認</u>する。</li> </ul>	<b>注意報（洪水、大雨、高潮）</b>		
<b>1</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>災害への心構えを高める</b></li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、<u>災害への心構えを高める</u>。</li> </ul>	<b>早期注意情報</b>	気象庁が発表	

## 2-1 緊急避難場所の自主開設 ～土砂災害・洪水の場合～

### ■ 緊急避難場所開設の基本的な考え方

#### ○ 市が行う緊急避難場所開設の流れ

##### 【警戒レベル3】高齢者等避難の場合

地域を限定して発令する場合	市内全域を対象として発令する場合
<p><b>発令された地域の 学区・地区を基本に各1か所を開設</b></p> <p>※開設者 【平日昼間】市職員 【平日夜間・土日祝日】基幹緊急避難場所早期開設者(在住行政職員・交流館長・自主防災組織) ※<span style="color: red;">うつみ市民交流センターは市職員で開設</span></p>	<p><b>14か所を開設</b></p> <p>※台風の接近など、夜間に警報の発令が予想される場合の例外的な対応(明るい時間帯に発令) (まなびの館ローズコム、鞆交流館、赤坂交流館、走島交流館、旭小学校、西部市民センター、北部市民センター、東部市民センター、山野旧学校施設、かなべ市民交流センター、しんいち市民交流センター、常金丸交流館・常金丸小学校、ぬまくま市民交流センター、うつみ市民交流センター)</p> <p>※網掛けはペット可の緊急避難場所</p>

※「台風タイムライン」により、市全域(14か所)を開設する場合は、土日祝日も市職員で開設

##### 【警戒レベル4】避難指示の場合

地域を限定して発令する場合	市内全域を対象として発令する場合
<p><b>発令された地域の 学区・地区を基本に各1か所を開設</b></p> <p>※開設者 【平日昼間】市職員 【平日夜間・土日祝日】基幹緊急避難場所早期開設者(在住行政職員・交流館長・自主防災組織) ※<span style="color: red;">うつみ市民交流センターは市職員で開設</span></p>	<p><b>学区・地区を基本に各1か所を開設</b> (9ページに記載の市内77か所を開設)</p> <p>※<span style="color: red;">大雨を想定し、土砂災害・洪水のいずれにも対応できる緊急避難場所を開設</span></p>

## ○自主開設をする場合の流れ ～土砂災害・洪水の場合～



### ①自主開設の必要性の検討

- ・市の開設緊急避難場所だけで足りているか、地域でも自主開設が必要か、ということを検討します。
- ・自主開設した場合の代表者（運営役員）を確保してください。

### ②開設場所の確認と調整

- ・自主開設しようとする施設が、予想される災害に対して安全な場所にあることを、ハザードマップ等で確認します。
- ・緊急避難場所として使用できるかどうか、施設の事前点検を行います。
- ・公立小中学校を自主開設する場合は、教職員の勤務時間内は当該学校へ、それ以外の時間帯については教育委員会（教育総務課 084-928-1108）へ、必ず事前に連絡し、了承を得てください。
- ・交流館を自主開設する場合は、原則、自主防災組織等から交流館長に開錠を依頼することとし、市が貸与した鍵は、交流館長が対応できない場合にのみ使用してください。

### ③緊急避難場所の開設

- ・自主開設したことを、地域住民へ連絡し、必要により避難誘導を実施します。
- ・緊急避難場所を自主開設した場合は、市へ必ず連絡してください。その際、緊急避難場所の代表者の連絡先等を確認させていただき、市と相互に連絡できる体制を作ります。緊急避難場所で物資など必要なものがあれば可能な範囲で対応します。

【危機管理防災課】 084-928-1228

【災害対策(警戒)本部（ホットライン）】 084-928-1154

### ④緊急避難場所の運営

- ・避難者が避難してきたら、参考資料③、参考資料④等を活用して、避難者の受付を行います。
- ・緊急避難場所の状況は、正時（毎時 0 分）を目安に確認し、取りまとめておきます。

## ■【参考】水害時に市が開設する緊急避難場所（基幹緊急避難場所）一覧表

※地域を限定した警戒レベル3の発令時や警戒レベル4の発令時

No.	学区・地区(50音順)	基幹緊急避難場所	No.	学区・地区(50音順)	基幹緊急避難場所
1	赤坂	赤坂交流館	43	常金丸	常金丸交流館・常金丸小学校
2	曙	曙小学校	44	津之郷	津之郷小学校
3	旭	旭小学校	45	坪生	坪生小学校
4	旭丘	旭丘小学校	46	手城	手城小学校
5	網引	網引小学校	47	戸手	戸手小学校
6	有磨	芦田中学校	48	鞆	鞆交流館
7	泉	泉小学校	49	長浜	長浜小学校
8	伊勢丘	東部市民センター	50	西(芦田川より東)	西小学校
9	遺芳丘(今津)	遺芳丘小学校	51	西(芦田川より西)	明王台小学校
10	遺芳丘(高西)	高西交流館高西コミュニティセンター	52	西深津	西深津小学校
11	遺芳丘(東村)	東村旧学校施設	53	能登原	能登原旧学校施設
12	内浦	うつみ市民交流センター	54	野々浜	野々浜小学校
13	内海	うつみ市民交流センター	55	走島	走島交流館
14	駅家	北部市民センター	56	服部	服部旧学校施設
15	駅家西	駅家西小学校	57	東	東小学校
16	駅家東	駅家北小学校	58	光(芦田川より東)	光小学校
17	大谷台	東朋中学校	59	光(芦田川より西)	明王台小学校
18	大津野	大津野小学校	60	引野	引野小学校
19	春日	春日小学校	61	久松台	久松台小学校
20	霞	霞小学校	62	日吉台	日吉台小学校
21	金江	精華中学校	63	広瀬	広瀬交流館
22	神村	神村小学校	64	深津	深津小学校
23	加茂	加茂中学校	65	福相	福田交流館
24	川口	川口小学校	66	藤江	藤江小学校
25	川口東	川口東小学校	67	本郷	本郷小学校
26	神辺	かなべ市民交流センター	68	幕山	幕山交流館
27	熊野	熊野小学校	69	松永	西部市民センター
28	蔵王	蔵王小学校	70	道上	かなべ市民交流センター
29	桜丘	桜丘小学校	71	緑丘	緑丘小学校
30	山南	山南交流館	72	南	まなびの館ローズコム
31	樹徳	樹徳小学校	73	御野	御野小学校
32	新市(芦田川より北)	しんいち市民交流センター	74	箕島	テクノ工業団地事務所
33	新市(芦田川より南)	福田交流館	75	水呑	向丘中学校
34	新涯	新涯小学校	76	御幸	御幸小学校
35	瀬戸	瀬戸小学校	77	明王台	明王台小学校
36	千田	千田小学校	78	宜山(芦田川より北)	駅家南中学校
37	高島	高島小学校	79	宜山(芦田川より南)	福田交流館
38	竹尋	竹尋小学校	80	柳津	柳津小学校
39	多治米	多治米小学校	81	山手	山手小学校
40	千年	ぬまくま市民交流センター	82	山野	山野旧学校施設
41	中条	中条小学校	83	湯田	湯田小学校
42	常石	常石ともに学園			

※2025年(令和7年)6月時点

## 2-2 緊急避難場所の自主開設 ～地震・津波の場合～

### ■ 緊急避難場所開設の基本的な考え方

#### 地震の場合

- ・ 地震緊急避難場所（地震から身を守ることができる広い場所）へ避難する。
- ・ 屋外が基本となるため、開設の概念はない。
- ・ 被害の状況により、安否確認などを実施する。
- ・ 余震のおそれが高くなった後、住宅を失った人等は、市が開設する避難所へ避難する。

#### 津波の場合

- ・ 福山市へ津波警報などが発令された場合、本市は津波浸水想定区域を含む学区・地区 に対して、避難指示を発令します。
- ・ 津波の場合、津波浸水想定区域外への避難が基本です。余震のおそれがあるため、津波浸水区域外の緊急避難場所については、グラウンドなど屋外の広い場所としてください。

また、浸水想定区域内については、区域外への避難が困難な人が、避難建物（学校の校舎など）へ避難していただくこととなりますが、市の職員が緊急避難場所へ行くことが困難な状況が想定されるため、地域による自主開設が必要となります。

自主開設後は、市へ必ず連絡してください。その際、緊急避難場所責任者の連絡先等を確認させていただき、市と相互に連絡できる体制を作ります。

【危機管理防災課】 084-928-1228

【災害対策(警戒)本部（ホットライン）】 084-928-1154

## ○自主開設をする場合の流れ ～津波の場合～



### ①自主開設の必要性の検討

- ・津波浸水想定区域外への避難が基本ですが、津波浸水想定区域外への避難が困難な人がいる地域では、緊急避難場所を自主開設してください。

※津波浸水想定区域内は、危険な区域の中であるという認識を常に持ちましょう。

- ・開設した場合の代表者（運営役員）を確保してください。（安否、負傷者の確認など）

### ②開設場所の確認と調整

- ・自主開設しようとする場所が、予想される浸水の深さから考えて安全な場所、十分な高さがあるかなどを、ハザードマップ等で確認します。（基本的には、市指定の津波緊急避難場所を開設）

※一般的には、木造建物は2 mの浸水で損壊し、4 mの浸水で流出する可能性があり、鉄筋コンクリート造は、5 m程度の浸水までは耐えられると言われています。

- ・直前に発生した地震による影響を十分に考慮して、その建物が緊急避難場所として使用できるかどうかの事前点検を可能な範囲で行います。
- ・公立小中学校を自主開設する場合は、教職員の勤務時間内は当該学校へ、それ以外の時間帯については教育委員会（教育総務課 084-928-1108）へ、必ず事前に連絡し、了承を得てください。

### ③緊急避難場所の開設

- ・自主開設したことを、地域の住民へ連絡し、必要により避難誘導を実施します。

※この場合、避難者の津波浸水想定区域外への避難を妨げないように注意します。

- ・緊急避難場所を自主開設した場合は、市へ必ず連絡してください。

### ④緊急避難場所の運営

- ・避難者が避難してきたら、参考資料③、参考資料④等を活用して、避難者の受付を行います。

- ・緊急避難場所の状況は、正時（毎時0分）を目安に確認し、取りまとめておきます。

■【参考】津波浸水想定区域を含む学区・地区一覧表

No.	学区・地区	No.	学区・地区
1	東	22	引野
2	西	23	蔵王
3	南	24	大津野
4	霞	25	春日
5	川口	26	緑丘
6	手城	27	長浜
7	深津	28	野々浜
8	樹徳	29	日吉台
9	旭	30	神村
10	光	31	今津
11	水呑	32	高西
12	箕島	33	松永
13	高島	34	柳津
14	鞆	35	金江
15	走島	36	藤江
16	曙	37	横島
17	多治米	38	田島西部
18	桜丘	39	田島東部
19	西深津	40	千年
20	新涯	41	常石
21	川口東	42	能登原

## 3 自主開設に当たって ～共通編～

---

### ■開設に当たって気をつけること

- 開設する場所が、発生している災害の危険区域の中ではないか。
- 開設する施設に損傷がないか。
- 開設する施設に十分なスペースがあるか。
- 開設する施設のライフライン（電気・上下水道）は通じているか。
- 運営に当たって必要なもの（書類、筆記用具、スマートフォン、充電器など）は準備できているか。
- 自主開設したことを周辺住民にどのように伝えるか。

### ■運営に当たって気をつけること

- 避難者同士が協力し、できることは自分で行います。
- 重要なことは、みんなで話し合っ決めてます。
- 常に公平性に配慮して運営します。
- 男女双方の意見を反映するため、運営役員がいずれかの性別に偏らないようにします。また、更衣室、授乳スペース、おむつ交換スペースなどを設置することも検討します。
- 高齢者や障がい者など、配慮が必要な人には、個別に対応します。
- 緊急避難場所にペットを連れてきた場合は、屋外での飼育を基本とし、飼い主が責任を持って飼育します。
- 季節ごとに次の事項に気をつけましょう。
  - 夏・・・食中毒、熱中症
  - 冬・・・室温の低下、換気（暖房器具の不完全燃焼、感染症予防）
- 定期的に市への状況連絡や情報交換をお願いします。

## 4 参考資料

---

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 参考資料① | 学区・地区自主開設マニュアル（ひな形）  |
| 参考資料② | 緊急避難場所の開設前の建物チェックリスト |
| 参考資料③ | 避難者受付表（個人記入用）        |
| 参考資料④ | 避難者名簿一覧表（運営保管用）      |
| 参考資料⑤ | 市への状況報告メモ            |

# 学区・地区自主開設マニュアル

学区・地区名			
対象となる 災害			
緊急避難場所 (施設名)			
開設する タイミング			
開錠方法	【判断者】	【連絡方法】	【開錠者(複数)】
自主開設の 周知方法			
代表者(責任者)			

裏面あり

## 緊急避難場所レイアウト

利用可能な設備の設置場所・使用方法（給水、空調、ストーブ、備蓄など）

施設利用上の留意事項

## 緊急避難場所の開設前の建物チェックリスト

緊急避難場所名称			
点検日時		点検者	

項目	確認内容	結果	備考
建物	窓ガラスは割れていないか	はい いいえ	
	壁に大きなひびはないか	はい いいえ	
	傾いていないか	はい いいえ	
	ガスが漏れていないか	はい いいえ	
スペース	使用できる部屋はあるか	はい いいえ	
	収容物は壊れていないか	はい いいえ	
ライフ ライン	電気が使えるか	はい いいえ	
	水道が使えるか	はい いいえ	
	トイレが使えるか	はい いいえ	

すべてをチェックしましたか	はい いいえ	
---------------	-----------	--

※自主開設をする場合は、市へ必ず連絡してください。

※地震や津波の緊急避難場所は屋外（広い場所）や津波浸水想定区域外への避難が基本です（10ページ参照）。

【危機管理防災課】 084-928-1228

【災害対策(警戒)本部（ホットライン）】 084-928-1154

## 避難者受付表

※太枠内を記入してください。

【受付番号：                   】

せたいだいひょうしゃめい 世帯代表者名		でんわばんごう 電話番号	
じゅうしょ 住所			
にゅうしょねんがつび 入所年月日		しよぞくちやうない じ ち かい 所属町内(自治)会	
ひなん きにゆう 避難したご家族の方を記入してください。			
なまえ 名前	ねんれい 年齢	せいべつ 性別	びこう しえん ひつようせい 備考 (支援の必要性など)
	さい 歳		
	歳		
	歳		
	歳		
	歳		
	歳		
といあわ 問合せがあったとき、住所及び名前を公表しても よいですか？			はい ・ いいえ
(その他)			

たいしよねんがつび 退所年月日	年 月 日	れんらくさき 連絡先	
い ききじゅうしょ 行き先住所	〒		

ひなんしゃ かた  
【避難者の方へ】

- この名簿は、緊急避難場所運営のために用いるものです。
- 記入内容に変更がある場合には、速やかに申し出てください。
- 名簿を公表することによって、ご親族の方等に安否を知らせることができますが、プライバシーの問題がありますので、公表の可否についてはご家族で判断してください。

## 避難者名簿一覧表

	世帯主(代表者)の名前	人数	所属町内(自治)会	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
0				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
0				

## 市への状況報告メモ

### <連絡内容>

報告日時	年 月 日 時 分
学区・地区名	
緊急避難場所名	
報告者(責任者)	
相手(市)の名前	
市の連絡先	<b>084-928-1154</b>

### <連絡事項>

避難世帯数	世帯
避難者数	人
(男女の数)	男性 人 女性 人
(要配慮者の数)	人
その他	

**※正時(毎時0分)を目安に状況を確認し、とりまとめてください。**

緊急避難場所・避難所等一覧(2025.4)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所  
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所  
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

資料9

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。  
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。  
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ² )
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
1	中部	東小学校	東町3-7-49	●体育館	●校舎(2階以上)	●校舎(2階以上)	●グラウンド		●施設	416	832
2	中部	東交流館	東町3-7-53	●施設					●施設	347	694
3	中部	市民参画センター	本町1-35	●施設		●駐車場					1,982
4	中部	西小学校	西町1-14-17	●体育館	●校舎(3階以上)	●校舎(2階以上)	●グラウンド		●施設	404	809
5	中部	西交流館	西町1-19-2	●施設					●施設	221	442
6	中部	西交流館本庄コミュニティセンター	南本庄町3-4-15	●施設							
7	中部	東桜町緑地	東桜町23・24の一部				●緑地	●広域			
8	中部	福山城公園	丸之内1丁目・西町2丁目			●公園	●公園	●広域			
9	中部	セブン&エイト立体駐車場	南本庄4-1-3			●施設(立体駐車場)					
10	中部	南小学校	明治町4-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟)	●グラウンド		●施設	340	680
11	中部	城南中学校	光南町3-4-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟、南棟(西側・東側))	●グラウンド		●施設	444	889
12	中部	南交流館	御門町1-1-30	●施設					●施設	72	144
13	中部	ふくやま芸術文化ホール(リーデンローズ)	松浜町2-1-10	●施設					●施設	410	821
14	中部	緑町公園	緑町9-5				●公園	●広域			
15	中部	中央公園	霞町1丁目				●公園	●広域			
16	中部	まなびの館ローズコム	霞町1-10-1	●施設	●施設					359	9,808
17	中部	株式会社ハローズ緑町店立体駐車場	緑町1-30			●施設(立体駐車場)					3,777
18	中部	霞小学校	霞町3-8-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・特別教室棟)	●グラウンド		●施設	642	1,285
19	中部	広島県立福山工業高等学校	野上町3-9-2	●体育館	●校舎(本館除く3階以上)	●施設(本館除く3階以上)	●グラウンド		●施設	661	1,322
20	中部	霞交流館	霞町3-4-13	●施設					●施設	62	125
21	中部	川口小学校	川口町2-2-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(中棟)	●グラウンド		●施設	354	709
22	中部	川口交流館	多治米町1-30-4	●施設					●施設	76	152
23	中部	福山医療センター職員宿舎メゾン川口	川口町3-12-28			●施設(共用部分)					389
24	中部	手城小学校	南手城町4-5-10	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・南棟)	●グラウンド		●施設	369	738
25	中部	手城交流館	南手城町2-10-23	●施設					●施設	74	148
26	中部	日本リコス株式会社手城倉庫屋上	南手城町2-32-14			●施設(倉庫屋上)					150
27	中部	深津小学校	東深津町2-5-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(北棟・南棟)	●グラウンド		●施設	738	1,477
28	中部	城東中学校	東深津町3-17-33	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・南棟(東側・西側))	●グラウンド		●施設	557	1,115
29	中部	深津交流館	東深津町6-7-1	●施設					●施設	290	580
30	中部	福山通運(株)福山流通センター	東深津町4-20-1	●施設			●施設(敷地内)				
31	中部	株式会社フタバ図書アルティ福山本店立体駐車場	明神町1-14-20			●施設(立体駐車場)					
32	中部	株式会社ラウンドワン福山店立体駐車場	明神町1-9-28			●施設(立体駐車場)					
33	中部	メガガイア福山明神町立体駐車場	明神町2-17-22			●施設(立体駐車場)					
34	中部	樹徳小学校	木之庄町1-1-63	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	380	761

緊急避難場所・避難所等一覧(2025.4)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所  
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所  
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

資料9

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。  
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。  
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能 人員(人)	延べ床 面積(m ² )
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
35	中部	城北中学校	木之庄町4-1-1	●体育館	●校舎(4階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	438	876
36	中部	樹徳交流館	木之庄町3-4-23	●施設					●施設	72	144
37	中部	福山市立大学北本庄キャンパス	北本庄町4-5-2		●体育館	●グラウンド	●グラウンド				
38	中部	旭小学校	入船町1-2-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(北棟(東側・西側)、南棟)	●グラウンド		●施設	417	835
39	中部	東中学校	三吉町南2-10-2	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・南棟)	●グラウンド		●施設	1,654	3,309
40	中部	福山すこやかセンター	三吉町南2-11-22	●施設	●施設(2階以上)	●施設(2階以上)				95	5,785
41	中部	旭交流館	入船町1-6-19	●施設					●施設	65	130
42	中部	福山市立大学	港町2-19-1			●施設(小松安弘記念館)			●施設(小松安弘記念館)	408	817
43	中部	天満屋ハピータウンポートプラザ店立体駐車場	入船町3-1-25			●施設(立体駐車場)					
44	中部	ゆめタウン福山店立体駐車場	入船町3-1-60			●施設(立体駐車場)					
45	中部	株式会社福山臨床検査センター	草戸町1-23-21		●施設(検査棟3階)	●施設(検査棟3階)					72
46	中部	光小学校	草戸町4-14-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(中棟(東側・西側)、南棟)	●グラウンド		●施設	407	815
47	中部	鷹取中学校	草戸町4-4-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・南棟)	●グラウンド		●施設	997	1,995
48	中部	光交流館	草戸町4-1-29	●施設					●施設	76	152
49	中部	福山市総合体育館(エフピコアリーナ)	千代田町1-1-2	●施設	●体育館(2階観客席等)	●体育館(2階以上)	●公園		●施設内(剣道場)	300	7,168
50	中部	箕島小学校	箕島町325	●体育館			●グラウンド		●施設	349	699
51	中部	箕島交流館	箕島町329	●施設					●施設	89	179
52	中部	福山テクノ工業団地一帯	箕島町6280-50 外	●事務所	●事務所	●施設(敷地内)					
53	中部	アシードブリュー株式会社	箕島町5725-1			●事務所・倉庫(1階)					1,692
54	中部	曙小学校	曙町5-16-3	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟、南棟)	●グラウンド		●施設	382	765
55	中部	曙交流館	曙町5-16-1	●施設					●施設	71	142
56	中部	有限会社あけぼのスタジオ	曙町3-32-14			●事務所(3階以上)					220
57	中部	株式会社エーディジャパン	曙町4-4-8			●事務所(3階)					30
58	中部	株式会社エスピービー	曙町6-6-8			●事務所(2階以上)					1,080
59	中部	キソメック株式会社	曙町1-14-24			●事務所(3階以上)					650
60	中部	株式会社ミウラ	曙町5-9-36			●事務所(4階、屋上)					330
61	中部	株式会社ケンユー	曙町4-7-30			●事務所(3階)					35
62	中部	福山共同生コン株式会社	新浜町1-7-23			●事務所(2階)					200
63	中部	福山コロナ立体駐車場	一文字町24-1			●施設(立体駐車場)					
64	中部	多治米小学校	多治米町5-15-15	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(校舎棟)	●グラウンド		●施設	371	743
65	中部	多治米交流館	多治米町5-2-12	●施設					●施設	75	151
66	中部	桜丘小学校	北吉津町5-6-15	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	396	792
67	中部	桜丘交流館	奈良津町1-9-21	●施設	●施設				●施設	75	151
68	中部	桜丘交流館奈良津コミュニティセンター	奈良津町1-9-15	●施設	●施設				●施設	248	496
69	中部	元吉津コミュニティ館	北吉津町3-2-34	●施設					●施設	53	107

緊急避難場所・避難所等一覧(2025.4)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所  
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所  
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

資料9

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。  
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。  
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ² )
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
70	中部	西深津小学校	西深津町5-1-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(南棟(西側))	●グラウンド		●施設	1,045	2,091
71	中部	福山暁の星学院(小・中・高等学校)	西深津町3-4-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,200	2,401
72	中部	中央中学校	西深津町5-22-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(特別教室棟、南棟)	●グラウンド		●施設	425	850
73	中部	西深津交流館	西深津町4-1-2	●施設					●施設	78	156
74	中部	西深津交流館深津コミュニティセンター	西深津町1-5-17	●施設					●施設	260	520
75	中部	久松台小学校	久松台1-9-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	404	809
76	中部	広島県立福山誠之館高等学校	木之庄町6-11-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	975	1,950
77	中部	広島県立福山葦陽高等学校	久松台3-1-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,211	2,422
78	中部	広島県立東高等学校	木之庄町6-11-2		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	517	1,034
79	中部	久松台交流館	久松台2-1-1		●施設				●施設	68	136
80	中部	新涯小学校	新涯町3-18-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・南棟(東側・西側))	●グラウンド		●施設	401	803
81	中部	誠之中学校	新涯町6-14-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟、南棟)	●グラウンド		●施設	464	929
82	中部	新涯交流館	新涯町3-17-41	●施設					●施設	70	140
83	中部	ガイア新涯店立体駐車場	新涯町1-39-12			●施設(立体駐車場)					
84	中部	ローズ&ピア立体駐車場	新涯町4-1-3			●施設(立体駐車場)					
85	中部	卸センター会館	卸町14-1			●施設(屋上)					
86	中部	川口東小学校	東川口町5-13-46	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟、南棟)	●グラウンド		●施設	393	786
87	中部	川口東交流館	東川口町4-9-34	●施設					●施設	70	141
88	中部	芦田川緑地(火災時等)	芦田川河川敷					●広域			
89	中部	神原ロジスティクス福山物流センター	箕沖町109-5	●施設(第1倉庫2階)	●施設(第1倉庫2階)				●施設(第1倉庫2階)	428	856
90	中部	福山通運(株)福山港流通センター	箕沖町127-11	●施設	●施設	●施設(敷地内)	●施設(敷地内)				
91	東部	引野小学校	引野町4032	●校舎	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	392	784
92	東部	英数学館小・中・高等学校	引野町980-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,201	2,403
93	東部	引野交流館	引野町4013-1	●施設	●施設				●施設	78	157
94	東部	蔵王小学校	蔵王町4-16-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	393	786
95	東部	蔵王交流館	蔵王町2-8-45		●施設				●施設	65	130
96	東部	ラフェスタ2立体駐車場	南蔵王町3-1-13			●施設(立体駐車場)					
97	東部	千田小学校	千田町3-16-26	●校舎(南棟3階)	●校舎(南棟3階)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	426	853
98	東部	盈進中・高等学校	千田町千田487-4	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	2,044	4,088
99	東部	千田交流館	千田町3-19-12	●施設					●施設	65	130
100	東部	御幸小学校	御幸町森脇140	●体育館	●校舎(4階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	400	801
101	東部	幸千中学校	御幸町中津原1270	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	344	688
102	東部	福山平成大学	御幸町上岩成117-1	●体育館		●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,296	2,593
103	東部	御幸交流館	御幸町森脇181-1	●施設					●施設	65	130
104	東部	芦田川見る視る館	御幸町中津原	●施設					●施設	461	923

緊急避難場所・避難所等一覧(2025.4)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
- 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
- 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

資料9

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。  
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。  
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ² )
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
105	東部	大津野小学校	大門町日之出丘3043	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	390	781
106	東部	大門中学校	城興ヶ丘8-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	490	981
107	東部	銀河学院中・高等学校	大門町大門119-8		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,617	3,234
108	東部	大門交流館	大門町大門甲60		●施設				●施設	76	152
109	東部	坪生小学校	坪生町1-42-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	382	764
110	東部	坪生交流館	坪生町5-19-17	●施設	●施設				●施設	68	136
111	東部	春日小学校	春日町浦上2002	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	420	840
112	東部	培遠中学校	春日町3-15-18	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(特別教室棟、南棟)	●グラウンド		●施設	608	1,217
113	東部	春日交流館	春日町3-6-17	●施設					●施設	64	129
114	東部	伊勢丘小学校	伊勢丘5-7-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	386	772
115	東部	鳳中学校	伊勢丘6-5-1	●校舎(A棟)	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	523	1,046
116	東部	伊勢丘交流館	伊勢丘4-6-1	●施設	●施設	●施設			●施設	242	484
117	東部	東部市民センター	伊勢丘6-6-1	●施設	●施設					205	2,124
118	東部	旭丘小学校	引野町南2-17-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	384	769
119	東部	旭丘交流館	引野町南1-17-46	●施設	●施設				●施設	52	105
120	東部	緑丘小学校	春日町5-15-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	392	784
121	東部	広島大学附属福山中・高等学校	春日町5-14-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,053	2,106
122	東部	緑丘交流館	春日町5-16-3	●施設	●施設				●施設	74	149
123	東部	緑丘交流館春日コミュニティ館	春日町5-5-22	●施設					●施設	74	148
124	東部	長浜小学校	引野町5401	●南校舎	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	391	782
125	東部	一ツ橋中学校	東手城町1-4-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(南棟)	●グラウンド		●施設	480	961
126	東部	長浜交流館	東手城町2-11-25	●施設					●施設	66	133
127	東部	野々浜小学校	大門町7-13-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	397	794
128	東部	野々浜交流館	大門町4-21-8		●施設				●施設	68	137
129	東部	幕山小学校	幕山台2-17-1	●校舎	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	409	819
130	東部	東朋中学校	幕山台7-24-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	480	961
131	東部	広島県立大門高等学校	幕山台3-1-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	615	1,230
132	東部	幕山交流館	幕山台2-24-12	●施設	●施設				●施設	68	137
133	東部	日吉台小学校	日吉台1-15-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	396	793
134	東部	日吉台交流館	日吉台1-16-27	●施設	●施設				●施設	70	141
135	東部	大谷台小学校	大門町大門7580		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	360	720
136	東部	大谷台交流館	大谷台3-13-3	●施設	●施設				●施設	66	132
137	西部	神村小学校	神村町3369	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	356	713
138	西部	大成館中学校	神村町10004		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	470	941
139	西部	広島県立松永高等学校	神村町113		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	983	1,967

緊急避難場所・避難所等一覧(2025.4)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所  
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所  
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

資料9

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。  
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。  
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ² )
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
140	西部	神村交流館	神村町3257-3	●施設					●施設	73	146
141	西部	神村交流館神村コミュニティセンター	神村町4790-1		●施設				●施設	275	550
142	西部	元神村12区コミュニティ館	神村町1211	●施設	●施設				●施設	56	112
143	西部	本郷小学校	本郷町1040-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	365	731
144	西部	本郷交流館	本郷町1045-1	●施設					●施設	69	138
145	西部	本郷交流館本郷コミュニティセンター	本郷町2850	●施設	●施設				●施設	236	472
146	西部	東村旧学校施設	東村町2543	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	407	814
147	西部	福山大学	東村町三蔵985-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	2,026	4,053
148	西部	東村交流館	東村町2536-1	●施設	●施設				●施設	67	134
149	西部	遺芳丘小学校(旧今津小学校)	今津町1561	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	396	793
150	西部	今津交流館	今津町6-2-38	●施設					●施設	77	154
151	西部	高西交流館	高西町1-12-16	●施設					●施設	63	126
152	西部	高西交流館高西コミュニティセンター	高西町3-3-10	●施設	●施設(2階)						
153	西部	福山通運(株)尾道支店	高西町南166	●施設	●施設		●施設(敷地内)				
154	西部	松永小学校	松永町6-7-11-8	●体育館	●校舎(北棟、南棟2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	365	731
155	西部	松永中学校	松永町2-24-16	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(南棟、北棟(東側))	●グラウンド		●施設	489	979
156	西部	松永交流館	松永町3-1-29	●施設					●施設	109	218
157	西部	松永交流館松永コミュニティセンター	松永町4-14-1	●施設					●施設	331	663
158	西部	西部市民センター	松永町3-1-29	●施設	●施設					612	2,921
159	西部	柳津小学校	柳津町5-2-25	●体育館	●体育館	●施設(北棟、南棟)	●グラウンド		●施設	358	716
160	西部	柳津交流館	柳津町5-7-34	●施設					●施設	64	129
161	西部	柳津ふれあいプラザ	柳津町2-11-12		●施設				●施設	120	264
162	西部	金江小学校	金江町金見3552-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	358	716
163	西部	精華中学校	金江町金見1921	●施設(武道場)	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	675	1,350
164	西部	金江交流館	金江町藁江184-2	●施設					●施設	67	134
165	西部	藤江小学校	藤江町2894	●校舎	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	356	713
166	西部	藤江交流館	藤江町2720-1		●施設				●施設	65	130
167	南部	近畿大学附属広島高等学校・中学校 福山校	佐波町389		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,062	2,124
168	南部	福山市人権交流センター	佐波町262-3	●施設							
169	南部	泉小学校	山手町7-13-63	●体育館	●校舎(4階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	392	784
170	南部	城西中学校	山手町3000		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	497	994
171	南部	郷分幼稚園	郷分町1434			●グラウンド	●グラウンド		●施設	135	271
172	南部	泉交流館	山手町6-37-4	●施設					●施設	75	151
173	南部	津之郷小学校	津之郷町津之郷1322	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	325	651
174	南部	広島県立福山高等技術専門校	山手町6-30-1	●校舎(4階アリーナ)	●校舎(4階アリーナ)				●施設	330	660

緊急避難場所・避難所等一覧(2025.4)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
- 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
- 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。  
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。  
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能 人員(人)	延べ床 面積(m ² )
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
175	南部	津之郷交流館	津之郷町津之郷863-2	●施設	●施設(2階)				●施設	66	133
176	南部	赤坂小学校	赤坂町赤坂312-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	358	716
177	南部	済美中学校	赤坂町赤坂7267-2		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	485	971
178	南部	福山市立福山中・高等学校	赤坂町赤坂910	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,339	2,679
179	南部	赤坂交流館	赤坂町赤坂340-1	●施設	●施設(2階)				●施設	85	171
180	南部	瀬戸小学校	瀬戸町地頭分1377	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	330	660
181	南部	瀬戸交流館	瀬戸町地頭分693		●施設				●施設	65	130
182	南部	瀬戸交流館瀬戸コミュニティセンター	瀬戸町地頭分80-1	●施設							
183	南部	熊野小学校	熊野町乙1132	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	350	701
184	南部	熊野交流館	熊野町乙1097-7	●施設	●施設				●施設	70	141
185	南部	竹ヶ端運動公園	水呑町4748			●グラウンド	●グラウンド	●広域			
186	南部	水上スポーツセンター	水呑町4749	●施設							685
187	南部	水呑小学校	水呑町1919		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	311	623
188	南部	向丘中学校	水呑向丘107	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	494	989
189	南部	広島県立福山商業高等学校	水呑町3535		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	647	1,295
190	南部	水呑交流館	水呑町三新田1-557	●施設					●施設	119	238
191	南部	高島小学校	田尻町2248	●体育館	●体育館	●施設(校舎棟)	●グラウンド		●施設	330	660
192	南部	田尻高島交流館	田尻町2318	●施設	●施設				●施設	276	553
193	南部	鞆の浦学園(旧鞆小学校)	鞆町後地1240-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	415	830
194	南部	鞆の浦学園(旧鞆中学校)	鞆町後地371-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	393	786
195	南部	鞆交流館	鞆町鞆423-1	●施設	●施設	●施設(2階以上)			●施設	225	450
196	南部	鞆交流館鞆コミュニティセンター	鞆町後地1208		●施設				●施設	200	400
197	南部	旧走島小学校	走島町49				●グラウンド				
198	南部	走島交流館	走島町58	●施設	●施設	●施設	●グラウンド		●施設	273	547
199	南部	山手小学校	山手町1-5-1	●体育館	●校舎(4階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	396	793
200	南部	山手交流館	山手町1-9-17	●施設					●施設	75	151
201	南部	明王台小学校	明王台1-2-16	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	400	801
202	南部	広島県立福山明王台高等学校	明王台2-4-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,267	2,534
203	南部	明王台交流館	明王台1-2-15	●施設	●施設				●施設	61	122
204	南部	内浦旧学校施設	内海町イ1780	●体育館	●体育館		●グラウンド		●施設	281	563
205	南部	内浦交流館	内海町イ1973-3	●施設	●施設				●施設	183	366
206	南部	沖集会所	内海町イ349-1		●施設				●施設	68	137
207	南部	箱崎集会所	内海町イ1309	●施設	●施設				●施設	74	149
208	南部	寺山集会所	内海町イ1447-3	●施設	●施設				●施設	64	128
209	南部	釜谷集会所	内海町イ2653	●施設	●施設				●施設	61	123

緊急避難場所・避難所等一覧(2025.4)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所  
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所  
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

資料9

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。  
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。  
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ² )
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
210	南部	内海旧学校施設(旧内海中学校)	内海町口925-9	●体育館	●体育館	●施設(北棟)	●グラウンド		●施設	485	970
211	南部	内海交流館	内海町460	●施設	●施設				●施設	489	980
212	南部	やまわり会館	内海町1102-1	●施設	●施設				●施設	130	410
213	南部	横島自治会館	内海町1543-5		●施設				●施設	83	168
214	南部	南地区コミュニティセンター	内海町口3326-1		●施設				●施設	75	150
215	南部	福山市内海生活支援ハウス	内海町口2827		●施設				●施設	179	359
216	南部	内海ふれあいホール	内海町口2424-8		●施設		●駐車場		●施設	397	796
217	南部	うつみ市民交流センター	内海町88-60	●施設	●施設	●施設	●駐車場		●施設	136	543
218	南部	山南小学校	沼隈町中山南甲1254	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	277	554
219	南部	至誠中学校	沼隈町上山南7484-2	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	370	741
220	南部	広島県立沼南高等学校	沼隈町下山南4			●グラウンド	●グラウンド		●施設	607	1,214
221	南部	広島県立沼隈特別支援学校	沼隈町上山南736-3	●体育館	●体育館	●グラウンド(南)	●グラウンド(南)		●施設	255	510
222	南部	菅田ふれあいプラザ	沼隈町上山南550	●施設	●施設				●施設	88	177
223	南部	下八日谷集会所	沼隈町中山南577-1	●施設	●施設				●施設	68	136
224	南部	沼隈体育センター	沼隈町中山南18	●施設		●グラウンド	●グラウンド		●施設	191	382
225	南部	山南交流館	沼隈町中山南482	●施設	●施設				●施設	244	488
226	南部	ツネインホールディングス株式会社 しまなみビレッジセンターハウス	沼隈町中山南26-1		●施設	●施設			●施設	3,072	6,145
227	南部	想青学園(旧千年中学校)	沼隈町草深2058-2	●体育館(校舎内2階)	●体育館(校舎内2階)		●グラウンド		●施設	483	967
228	南部	千年交流館	沼隈町草深1889-6	●施設					●施設	81	162
229	南部	ぬまくま市民交流センター	沼隈町草深1889-6	●施設	●施設					103	3,085
230	南部	菅野集会所	沼隈町下山南1736-1		●施設				●施設	68	137
231	南部	林崎集会所	沼隈町草深342-1	●施設					●施設	93	187
232	南部	浜組集会所	沼隈町草深1533-3	●施設					●施設	60	120
233	南部	沼隈サンパル	沼隈町草深1890-4	●施設			●駐車場		●施設	714	1,429
234	南部	沼隈体育館	沼隈町下山南1235	●施設		●駐車場	●駐車場		●施設	900	1,801
235	南部	常石ともに学園	沼隈町常石984-1	●体育館	●体育館		●グラウンド		●施設	239	479
236	南部	常石交流館	沼隈町常石213		●施設				●施設	275	550
237	南部	中組集会所	沼隈町常石271	●施設	●施設				●施設	33	68
238	南部	西組集会所	沼隈町常石702-1	●施設	●施設				●施設	87	175
239	南部	新池広場	沼隈町常石199-1			●グラウンド	●グラウンド				
240	南部	能登原旧学校施設	沼隈町能登原1141	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	257	514
241	南部	能登原交流館	沼隈町能登原1589-7	●施設	●施設				●施設	132	265
242	南部	桜集会所	沼隈町能登原1973-1		●施設				●施設	79	159
243	北部	有磨小学校	芦田町上有地388-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	356	712
244	北部	芦田中学校	芦田町下有地928	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	682	1,364

緊急避難場所・避難所等一覧(2025.4)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
- 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
- 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

資料9

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。  
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。  
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ² )
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
245	北部	芦田ふれあいプラザ	芦田町下有地7046-2	●施設	●施設				●施設	60	198
246	北部	有磨交流館	芦田町上有地123-3	●施設					●施設	66	132
247	北部	福相小学校	芦田町福田1030	●校舎	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	353	707
248	北部	福田交流館	芦田町福田2479-12	●施設	●施設				●施設	71	143
249	北部	山野旧学校施設(旧山野中学校)	山野町山野3776	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	346	693
250	北部	山野交流館	山野町山野3785	●施設					●施設	62	125
251	北部	山野ふれあいプラザ	山野町山野3790-1	●施設					●施設	60	198
252	北部	広瀬学園小・中学校(旧広瀬小学校)	加茂町北山714-2			●グラウンド	●グラウンド				
253	北部	広瀬学園小・中学校(旧広瀬中学校)	加茂町北山1064-1	●校舎	●校舎	●グラウンド	●グラウンド		●施設	175	350
254	北部	広瀬交流館	加茂町北山223-1	●施設	●施設				●施設	53	106
255	北部	加茂小学校	加茂町中野848	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	317	635
256	北部	加茂中学校	加茂町下加茂1190	●体育館	●校舎(校舎棟2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	489	978
257	北部	加茂交流館	加茂町字芦原491-1	●施設		●施設			●施設	349	699
258	北部	加茂交流館体育室	加茂町下加茂379-2	●体育室					●体育室	149	299
259	北部	駅家小学校	駅家町倉光100	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	430	860
260	北部	駅家南中学校	駅家町江良247	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	479	959
261	北部	福山通運(株)福山北支店	駅家町江良490	●施設		●施設(敷地内)	●施設(敷地内)				
262	北部	駅家交流館	駅家町倉光37-1	●施設					●施設	103	206
263	北部	駅家公園	駅家町万能倉35-29他			●グラウンド	●グラウンド	●広域			
264	北部	北部市民センター	駅家町倉光37-1	●施設	●施設					435	2,742
265	北部	宜山小学校	駅家町今岡424		●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	403	807
266	北部	宜山交流館	駅家町今岡435-7	●施設					●施設	73	147
267	北部	駅家西小学校	駅家町近田205-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	397	794
268	北部	元駅家西公民館	駅家町近田480	●施設					●施設	110	221
269	北部	駅家西交流館	駅家町近田12-1	●施設					●施設	119	238
270	北部	服部旧学校施設・服部交流館	駅家町助元70	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	292	584
271	北部	駅家北小学校(旧駅家東小学校)	駅家町法成寺67	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	402	804
272	北部	駅家中学校	駅家町法成寺250	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	674	1,348
273	北部	駅家東交流館	駅家町法成寺1270	●施設	●施設				●施設	70	141
274	北部	(株)ウダテクノ	駅家町法成寺1575-13		●駐車場						
275	北部	(有)エキヤパッケージ	駅家町法成寺1575-24		●駐車場						
276	北部	こだま食品(株)	駅家町法成寺1575-9		●駐車場						
277	北部	コマツカスタマーサポート(株)中国カンパニー	駅家町法成寺1575-12		●駐車場						
278	北部	(有)サブレ	駅家町法成寺1575-25		●駐車場						
279	北部	(株)ダイフク工業	駅家町法成寺1575-27		●駐車場						

緊急避難場所・避難所等一覧(2025.4)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
- 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
- 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

資料9

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。  
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。  
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能 人員(人)	延べ床 面積(m ² )
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
280	北部	(有)ティーエスケー	駅家町法成寺1575-7		●駐車場						
281	北部	トウシヨク(株)	駅家町法成寺1613-54		●駐車場						
282	北部	(株)なかやま牧場	駅家町法成寺1575-16		●駐車場						
283	北部	福山通運(株)福山北流通センター	駅家町法成寺1613-5		●駐車場						
284	北部	(株)富士製作	駅家町法成寺1575-26		●駐車場						
285	北部	富士ペンダーサービス(株)	駅家町法成寺1575-23		●駐車場						
286	北部	ホーコス(株)	駅家町法成寺1613-50		●駐車場						
287	北部	(有)マルエス紙工	駅家町法成寺1575-6		●駐車場						
288	北部	(株)マンセイ	駅家町法成寺1575-17		●駐車場						
289	北部	(株)中国新聞福山制作センター	駅家町法成寺1613-17		●駐車場						
290	北部	広島県立福山北特別支援学校	加茂町下加茂7006		●体育館	●グラウンド	●グラウンド				924
291	北部	戸手小学校	新市町戸手1244	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	412	824	
292	北部	広島県立芦品まなび学園高等学校	新市町戸手1330	●体育館		●グラウンド	●グラウンド	●施設	540	1,080	
293	北部	広島県立戸手高等学校	新市町相方200	●体育館		●グラウンド	●グラウンド	●施設	651	1,302	
294	北部	戸手交流館	新市町戸手1280	●施設				●施設	131	263	
295	北部	新市小学校	新市町新市852	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	476	953	
296	北部	新市中央中学校	新市町新市1305		●体育館	●グラウンド	●グラウンド	●施設	923	1,846	
297	北部	新市交流館	新市町新市820-3	●施設						787	
298	北部	新市交流館新市コミュニティセンター	新市町新市1022	●施設				●施設	118	237	
299	北部	しんいち市民交流センター	新市町新市1061-1	●施設	●施設				109	1,587	
300	北部	元相方コミュニティ館	新市町相方415	●施設				●施設	18	37	
301	北部	相方会館	新市町相方854-1	●施設				●施設	120	242	
302	北部	新市スポーツセンター	新市町新市816-3	●施設				●施設	646	1,294	
303	北部	常金丸交流館・常金丸小学校	新市町金丸414	●交流館(1階)	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	567	1,134	
304	北部	元常コミュニティ館	新市町常1131-1					●施設	42	85	
305	北部	網引小学校	新市町宮内1240	●体育館	●校舎(北棟、南棟2階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	459	919	
306	北部	網引交流館	新市町宮内315	●施設	●施設			●施設	139	278	
307	北部	下安井会館	新市町下安井1340-5	●施設				●施設	85	172	
308	神辺	神辺小学校	神辺町川南2912-12		●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	678	1,357	
309	神辺	神辺西中学校	神辺町川北1401-1	●体育館		●グラウンド	●グラウンド	●施設	618	1,236	
310	神辺	広島県立神辺高等学校	神辺町川北375-1		●体育館(2階)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	3,247	6,494	
311	神辺	神辺交流館	神辺町川南3088-1					●施設	207	414	
312	神辺	かんなべ市民交流センター	神辺町川北1151-1	●施設	●施設				957	1,914	
313	神辺	福山市神辺文化会館	神辺町川北1155-1	●施設		●駐車場	●駐車場	●施設	763	1,526	
314	神辺	御野小学校	神辺町下御領28	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	1,179	2,358	
315	神辺	御野交流館	神辺町字下御領46-2	●施設				●施設	297	594	
316	神辺	福山通運(株)神辺流通センター	神辺町下御領654	●施設		●施設(敷地内)	●施設(敷地内)				

緊急避難場所・避難所等一覧(2025.4)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所  
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所  
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

資料9

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。  
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。  
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ² )
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
317	神辺	竹尋小学校	神辺町下竹田85-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	920	1,840
318	神辺	神辺東中学校	神辺町下竹田959-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,393	2,786
319	神辺	竹尋交流館	神辺町下竹田8-1	●施設	●施設				●施設	119	239
320	神辺	湯田小学校	神辺町川北1113-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	503	1,006
321	神辺	神辺中学校	神辺町湯野1313		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	726	1,452
322	神辺	広島県立神辺旭高等学校	神辺町徳田75-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	2,489	4,978
323	神辺	湯田交流館	神辺町川北1126-2	●施設					●施設	135	271
324	神辺	中条小学校	神辺町東中条2304-1	●体育館	●校舎(中棟、南棟2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	486	972
325	神辺	中条小学校三谷分校(休校中)	神辺町三谷632-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	217	434
326	神辺	中条交流館神辺西コミュニティセンター	神辺町西中条7270-1		●施設				●施設	208	417
327	神辺	中条交流館	神辺町東中条186-1	●施設					●施設	123	247
328	神辺	道上小学校	神辺町道上1923-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	358	716
329	神辺	道上交流館	神辺町道上994-5	●施設					●施設	119	238
330	神辺	フジグラン神辺 立体駐車場	神辺町新道上2-10-26	●施設(立体駐車場)	●施設(立体駐車場)	●施設(立体駐車場)					15,869
				232	217	175	155	7	257	102,827	266,038

「福山防災リーダー学区・地区別登録者名簿」について

本市では、地域防災力の一層の向上を図るため、福山防災リーダー制度を設けています。

今年度の「福山防災リーダー」名簿を配付しますので、地域で防災に関する訓練や研修会等を企画される際には、学区・地区内の福山防災リーダーへも声をかけていただくなど積極的なご活用をお願いします。

なお、連絡先がご不明な場合は、福山市危機管理防災課までご連絡ください。  
よろしくをお願いします。

問合せ先

福山市総務局総務部危機管理防災課

担当者：藤岡、今川、山口

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

T E L : 084-928-1228      F A X : 084-926-0845

E-mail : kikikanri-bousai@city.fukuyama.hiroshima.jp

「福山防災リーダー」名簿(学区・地区50音順)

※順不同

No.	学区・地区	登録番号	名前	活動できる内容					
				出前講座の講師	訓練等への参加・助言	避難計画作成の助言・指導計画	ワークショップ等	行事参加	その他
1	赤坂	102	玉上 千恵子	○	○		○	○	
2	赤坂	449	高橋 紀裕	○	○	○	○	○	
3	赤坂	504	木村 和也	○	○	○	○	○	○
4	曙	67	橋本 克矢	○	○	○	○	○	
5	曙	75	井戸 史樹		○	○			
6	曙	133	松井 和廣		○				
7	曙	173	井戸 美代子		○	○		○	
8	曙	202	岩崎 純子		○			○	
9	曙	239	藤井 誠				○		
10	曙	409	村上 吏香					○	
11	曙	410	谷廣 治清		○	○	○	○	
12	曙	458	佐久間 彩		○			○	
13	曙	495	佐藤 尚美	○	○	○	○	○	
14	曙	578	高柳 賢一		○				
15	曙	586	赤田 栄子		○		○	○	
16	旭	86	高田 健司		○			○	
17	旭	272	佐藤 一乗	○	○	○	○	○	
18	旭	430	大本 敏雄						○
19	旭丘	165	三島 秀樹		○	○		○	
20	旭丘	277	小川 真一		○				
21	旭丘	349	豊田 慎之佑		○				
22	網引	137	山本 京子		○			○	
23	網引	177	下宮 敬三		○				
24	網引	293	妹尾 哲也		○	○		○	
25	網引	448	奈良 祐樹	○	○	○	○	○	
26	網引	582	岡村 健太郎	○	○	○	○	○	
27	網引	590	能宗 百合子	○	○	○	○	○	
28	有磨	372	杉本 典夫		○				
29	有磨	492	甲斐 昌基		○	○			○
30	有磨	591	小田 朋志		○			○	
31	有磨	599	能宗 範明		○	○	○	○	
32	泉	265	井出 和雄		○	○	○	○	
33	泉	296	高橋 巧		○		○	○	○
34	泉	311	寺岡 政則		○				
35	泉	351	小畠 崇弘	○	○	○	○	○	
36	泉	397	岩佐 誠			○			
37	泉	575	門田 悦子					○	
38	泉	601	中村 みさ男		○	○	○	○	
39	伊勢丘	41	高根 茂矩	○	○	○	○	○	
40	伊勢丘	154	長谷川 信彦		○	○			
41	伊勢丘	175	森本 定己		○	○		○	
42	伊勢丘	394	大石 憲一		○		○	○	
43	伊勢丘	424	吉田 鮎美		○			○	
44	伊勢丘	530	佐藤 秀行	○	○	○	○	○	
45	今津	27	東城 宏明	○	○			○	
46	今津	170	松岡 広樹	○	○	○	○	○	
47	今津	334	井田 豊隆		○			○	
48	今津	439	渡辺 友子		○	○	○		
49	今津	501	宮澤 淳也	○	○	○	○	○	
50	駅家	32	松井 康弘	○	○	○	○	○	
51	駅家	113	門利 敏男		○	○	○	○	
52	駅家	150	秀坂 眞樹		○	○			
53	駅家	218	平井 国男		○				
54	駅家	241	金高 真由美	○				○	
55	駅家	266	浅野 洋二	○	○	○		○	
56	駅家	314	森田 宗寛					○	
57	駅家	386	溝口 明宏	○				○	
58	駅家	387	生田 政代		○	○			
59	駅家	389	松本 ミヤコ	○	○	○	○	○	○
60	駅家	415	樋上 賢司		○	○	○	○	
61	駅家	416	大森 伴宏		○			○	
62	駅家	511	卜部 悟明		○	○	○	○	
63	駅家西	215	井上 彰夫	○	○	○	○	○	
64	駅家西	259	瀬戸田 誠	○	○	○	○	○	
65	駅家西	459	和田 基	○	○	○	○	○	
66	駅家西	497	和田 秀樹	○	○	○	○	○	○
67	駅家西	597	川田 純子	○	○	○	○	○	
68	駅家東	13	吹矢 祐二	○	○	○	○		

「福山防災リーダー」名簿(学区・地区50音順)

※順不同

No.	学区・地区	登録番号	名前	活動できる内容					
				出前講座の講師	訓練等への参加・助言	避難計画作成の助言・指導計画	ワークショップ等	行事参加	その他
69	駅家東	114	児玉 重雄		○	○			
70	駅家東	176	大元 敏之		○			○	
71	駅家東	377	岡村 仁志		○	○	○	○	
72	駅家東	485	三島 孝浩		○	○	○	○	
73	大谷台	200	森田 正広		○			○	
74	大谷台	371	八杉 光乗		○	○	○	○	
75	大津野	34	藤井 雅子	○	○			○	
76	大津野	243	折見 信行		○			○	
77	大津野	337	平田 康夫		○			○	
78	大津野	354	浜本 将矢	○	○	○	○	○	
79	大津野	447	奥下 裕斗志	○	○	○	○	○	
80	大津野	489	仁泉 優香	○	○	○	○	○	○
81	大津野	559	森本 一乃			○	○		
82	大津野	560	森本 宗太				○		
83	大津野	593	大杉 和歌子	○	○		○	○	
84	春日	12	豊田 千春	○	○	○	○	○	○
85	春日	39	藤井 千寿男		○	○			
86	春日	433	辻井 光江	○	○	○	○	○	
87	春日	473	河田 秀浩	○	○	○	○	○	
88	春日	480	末宗 喜美		○				
89	春日	518	伊藤 愛実				○	○	
90	春日	519	柏原 千恵子					○	
91	霞	131	山崎 博史		○				
92	霞	271	浦上 武	○	○	○	○	○	
93	霞	298	堀 宰一郎			○	○		
94	霞	332	山瀬 栄治		○	○		○	
95	霞	370	田辺 泰三		○	○			
96	霞	472	小林 浩也		○				
97	霞	574	木村 俊博		○				
98	金江	125	出原 一宏	○	○	○	○	○	○
99	金江	318	渡邊 彰		○	○	○	○	
100	金江	411	村上 典彦		○				
101	金江	553	田口 裕司	○	○	○	○	○	
102	金江	562	小川 紘史					○	
103	金江	584	田口 祐子	○	○	○	○	○	
104	神村	7	小林 修藏	○	○				
105	神村	93	高橋 浩一		○	○	○	○	
106	神村	247	本馬 義文					○	
107	神村	442	真木 竜也	○	○	○	○	○	
108	神村	491	八木 郁夫	○	○	○	○	○	○
109	神村	550	梅本 文子		○			○	○
110	神村	610	小川 朋一		○	○	○	○	
111	加茂	5	川上 美恵子		○		○		
112	加茂	151	三島 誠治					○	
113	加茂	286	片岡 弘光		○	○	○	○	
114	加茂	533	河崎 俊雄		○	○	○		
115	加茂	544	後藤 なぎさ		○				
116	加茂	548	藤原 香織	○	○		○	○	
117	加茂	569	藤田 英宏		○	○			
118	加茂	596	廣保 真紀		○			○	
119	加茂	613	粟根 康智	○	○	○	○	○	○
120	川口	58	佐藤 和正		○	○		○	
121	川口	128	赤木 仁美		○			○	
122	川口	284	渡邊 智俊					○	
123	川口	390	田村 博恵		○	○	○	○	
124	川口	391	八田 陽子		○	○	○	○	
125	川口	427	河村 まり子		○	○	○	○	
126	川口	539	元廣 里香	○	○	○	○	○	
127	川口	603	福島 絵美				○		
128	川口	611	三ヶ島 恵子		○				
129	川口東	20	井上 道明				○	○	
130	川口東	132	藤田 多恵子					○	
131	川口東	348	橋本 学		○	○	○		
132	川口東	367	今川 栄一		○	○		○	
133	川口東	392	池田 真紀		○	○	○	○	
134	川口東	396	廣江 泰成					○	
135	川口東	475	石井 裕二		○				
136	川口東	552	荒金 弘幸		○				

「福山防災リーダー」名簿(学区・地区50音順)

※順不同

No.	学区・地区	登録番号	名前	活動できる内容					
				出前講座の講師	訓練等への参加・助言	避難計画作成の助言・指導計画	ワークショップ等	行事参加	その他
137	川口東	579	小迫 佳美					○	
138	川口東	602	松浦 幸恵				○	○	
139	神辺	116	桑田 正國					○	
140	神辺	171	中山 勝弘				○		
141	神辺	211	山本 和則						○
142	神辺	454	林 正章					○	○
143	神辺	526	遠藤 瞳		○		○	○	
144	神辺	557	石田 泰造					○	
145	神辺	565	宮本 隆弘		○				
146	熊野	103	稗田 幸信		○	○			
147	熊野	167	広川 登		○	○			
148	熊野	474	志田原 俊光		○			○	
149	熊野	564	高橋 卓治		○	○	○		
150	蔵王	87	小川 美穂		○	○	○	○	
151	蔵王	333	中安 加代子		○	○		○	
152	蔵王	513	足立 昌章	○					
153	蔵王	543	鐘尾 貴美			○			
154	蔵王	605	向井 康輔		○				
155	桜丘	223	渡橋 則彦		○			○	
156	桜丘	230	山本 典子					○	
157	桜丘	359	園田 仙子					○	
158	桜丘	509	吉田 雅美				○	○	
159	桜丘	554	下林 航大	○	○				
160	樹徳	140	高橋 大造		○	○		○	
161	樹徳	141	塚本 修	○	○	○	○	○	
162	樹徳	251	吉井 澄雄		○	○		○	
163	樹徳	363	中沖 弘光	○	○	○	○	○	
164	樹徳	508	山成 麻梨子				○	○	
165	樹徳	540	宇仁菅 久和	○	○	○	○	○	
166	樹徳	542	池田 実穂		○			○	
167	樹徳	594	中島 秀明		○	○		○	
168	樹徳	606	大西 宏美		○			○	
169	新市	19	出原 教二		○			○	
170	新市	126	千葉 良三	○	○	○	○	○	
171	新市	189	岩崎 年宏		○	○		○	
172	新市	460	山内 浩史					○	
173	新市	523	原 悠太	○	○	○	○	○	
174	新涯	129	藤井 孝行		○			○	
175	新涯	250	小林 香織		○			○	○
176	新涯	378	常友 佳代		○		○		
177	新涯	420	辻本 久雄	○	○	○	○	○	○
178	新涯	502	神原 陽一	○	○	○	○	○	○
179	新涯	520	吉仲 豊治	○	○		○	○	
180	新涯	595	荒目 憲治	○	○	○	○	○	
181	瀬戸	104	近藤 秀隆	○	○	○	○	○	
182	瀬戸	335	水野 敏彦			○			
183	瀬戸	483	中林 義昭		○	○		○	
184	瀬戸	486	竹城 喜美子		○				
185	瀬戸	532	安達 誠					○	
186	千田	14	藤井 康司	○					○
187	千田	28	徳丸 晴美		○			○	○
188	千田	329	小林 洋子		○			○	
189	千田	388	三島 基	○	○	○	○	○	
190	千田	510	吉清 政之	○	○				
191	千田	549	北村 崇		○	○	○	○	
192	高島	105	佐藤 肇		○	○	○	○	
193	高島	589	萩原 康彦			○			
194	竹尋	207	坂本 達治		○				
195	竹尋	490	猪原 正康		○	○	○	○	
196	多治米	130	藤井 浩介	○	○	○	○	○	
197	多治米	199	宇田 正明		○				
198	多治米	313	村上 浩輝		○			○	
199	多治米	352	野村 志津江	○	○	○	○	○	
200	多治米	558	浅利 朋子					○	
201	多治米	581	内海 真次		○	○	○	○	
202	多治米	592	新良貴 泰守		○				
203	千年	525	清水 幹男	○				○	
204	中条	274	森島 繁樹		○		○		

「福山防災リーダー」名簿(学区・地区50音順)

※順不同

No.	学区・地区	登録番号	名前	活動できる内容					
				出前講座の講師	訓練等への参加・助言	避難計画作成の助言・指導計画	ワークショップ等	行事参加	その他
205	常石	340	佐藤 重幸	○	○	○	○	○	○
206	常石	444	佐藤 義秋		○				
207	常石	488	松本 浩明						○
208	常石	496	前田 真宏		○			○	
209	津之郷	1	阿部野 義博	○	○	○	○	○	
210	津之郷	56	花崎 邦行		○				
211	津之郷	101	末峯 章					○	
212	津之郷	505	栗田 雅博	○	○	○	○	○	
213	津之郷	512	山崎 俊章			○			○
214	津之郷	534	割鞆 義雄		○			○	
215	津之郷	538	橋高 弘樹					○	
216	坪生	84	平山 達郎	○	○	○	○	○	
217	坪生	158	松浦 治伸		○	○	○	○	
218	坪生	159	山本 弘		○	○		○	
219	坪生	201	山口 祐治		○	○	○	○	
220	坪生	214	山口 典子	○	○	○	○	○	
221	坪生	368	石田 和寛	○	○	○	○	○	
222	坪生	418	栗田 富喜男		○	○	○		
223	坪生	438	森岡 二郎		○	○	○	○	
224	坪生	453	原田 則正		○			○	
225	坪生	463	小屋敷 敏一	○	○	○	○	○	
226	坪生	521	高杉 博志		○	○	○	○	○
227	坪生	522	高杉 鶴雄		○	○	○	○	
228	坪生	585	斉藤 優子		○		○	○	
229	手城	60	幸崎 裕次郎	○	○	○	○	○	
230	手城	61	幸崎 愛子	○	○	○	○	○	
231	手城	62	木村 里子		○	○	○		
232	手城	295	池田 幸子		○			○	
233	手城	310	田中 靖子		○				
234	手城	321	喜多村 道代		○			○	○
235	手城	466	青山 久美子		○			○	
236	手城	478	小川 誠	○	○	○		○	
237	戸手	110	貝原 哲男					○	
238	戸手	111	貝原 和子					○	
239	戸手	184	馬屋原 一成		○				
240	戸手	338	檀田 徳光	○	○	○	○	○	
241	戸手	346	伊豆田 幸大		○	○	○		
242	戸手	361	上田 亮太	○	○	○	○	○	
243	戸手	382	瀬尾 誠司		○				
244	鞆	53	赤松 弘之		○	○			
245	鞆	135	橋本 達夫		○				
246	鞆	297	花本 章生		○	○	○		
247	鞆	398	山本 俊充		○				
248	鞆	399	井上 幹康		○				
249	鞆	400	早間 央		○				
250	鞆	403	北村 武一		○				
251	鞆	404	津田 正夫					○	
252	鞆	407	岸本 秀吉		○				
253	鞆	408	清水 孝幸					○	
254	鞆	431	北村 国康			○			
255	鞆	455	江坂 元			○		○	
256	鞆	456	釜木 一行					○	
257	鞆	457	鷺野 太平					○	
258	鞆	482	沖本 友和		○			○	○
259	鞆	506	株本 圭子		○	○	○	○	
260	鞆	567	生関 良成		○				
261	鞆	568	早間 良博					○	
262	長浜	234	浅野 史朗	○					
263	長浜	355	皿谷 久美子		○	○	○	○	
264	長浜	516	野田 萌生					○	
265	長浜	547	矢野 大輔					○	
266	西	8	近藤 俊一		○	○	○	○	
267	西	10	牧平 睦子	○	○	○	○	○	○
268	西	17	青木 秀明	○		○	○		○
269	西	69	井上 誠		○			○	
270	西	70	迫田 隆弐					○	
271	西	245	高橋 正憲		○			○	
272	西	393	杉野原 啓子		○		○	○	

「福山防災リーダー」名簿(学区・地区50音順)

※順不同

No.	学区・地区	登録番号	名前	活動できる内容					
				出前講座の講師	訓練等への参加・助言	避難計画作成の助言・指導計画	ワークショップ等	行事参加	その他
273	西	434	藤井 雅治		○	○	○	○	
274	西	500	永井 昌二		○				
275	西	566	木本 雄也		○	○	○	○	
276	西	598	細川 知子		○	○	○	○	
277	西	609	坂本 雄俊		○			○	
278	西深津	22	尾熊 良一	○	○	○	○	○	○
279	西深津	52	松浦 増美		○				
280	西深津	240	濱田 博之		○	○			
281	西深津	345	三宅 住二		○	○	○	○	
282	西深津	369	山本 康博	○	○	○	○	○	
283	西深津	413	吉富 修		○	○	○	○	
284	西深津	414	吉富 美津子		○				
285	西深津	425	黒瀬 千代子						○
286	西深津	529	大本 武史		○				
287	西深津	561	鳥越 久美子		○		○		
288	能登原	343	横山 正次	○	○	○	○	○	
289	野々浜	134	坂本 周則					○	
290	野々浜	155	木下 共子					○	
291	野々浜	192	小飯塚 晴造		○	○	○	○	
292	野々浜	273	宮地 徹三			○			
293	野々浜	376	三木 智恵	○	○	○	○	○	
294	野々浜	379	藤川 瑠美子		○		○		
295	野々浜	380	今福 絵美		○		○		
296	野々浜	383	沼本 春美	○	○		○		
297	野々浜	471	内海 絵美		○			○	
298	野々浜	555	前原 直紀		○			○	
299	野々浜	556	佐藤 朱美		○				
300	東	66	八杉 良一郎		○			○	
301	東	115	高見 希美子		○			○	
302	東	213	檀上 敏子		○				
303	東	360	沓名 繁明		○		○		
304	東	412	細谷 恵子	○	○	○	○	○	
305	東	443	檀上 美香		○		○	○	
306	東	580	清水 直樹	○	○	○	○	○	
307	東村	26	高橋 光晴	○	○	○	○	○	
308	東村	97	束本 博					○	
309	東村	267	高橋 忠美		○				
310	東村	317	伊藤 武彦		○				
311	東村	426	木村 理香				○		
312	光	320	川上 澄雄		○			○	
313	光	331	小林 聖尚	○	○	○	○	○	
314	光	423	藤田 宰司						○
315	光	451	花谷 忠厚		○	○	○	○	
316	光	493	和田 幸三		○			○	
317	光	494	高橋 俊博	○	○	○	○	○	
318	光	498	福本 慶太郎		○		○	○	
319	引野	21	岩崎 和紀		○			○	
320	引野	445	藤田 佳己		○				
321	引野	507	花田 博行					○	
322	久松台	72	上田 誠治		○				
323	久松台	600	小林 みどり		○			○	
324	日吉台	94	坂本 始	○	○	○	○	○	
325	日吉台	95	加藤 哲	○	○		○		
326	日吉台	96	湯谷 忠政				○	○	
327	日吉台	156	宮林 倫子	○	○	○	○	○	
328	日吉台	160	佐藤 正幸		○	○	○	○	
329	日吉台	300	馬原 豊数		○				
330	日吉台	301	田中 義夫		○				
331	日吉台	395	藤井 元直		○	○	○	○	
332	日吉台	583	山口 達也		○	○	○	○	
333	広瀬	228	土居 誠		○			○	
334	深津	6	熊谷 智代	○	○				
335	深津	9	佐藤 千代子	○	○	○	○	○	○
336	深津	63	森下 和広					○	
337	深津	197	遠山 康博		○			○	
338	深津	242	法堂 一成		○			○	
339	深津	336	藤井 恵		○	○	○	○	
340	深津	344	高橋 利通				○	○	

「福山防災リーダー」名簿(学区・地区50音順)

※順不同

No.	学区・地区	登録番号	名前	活動できる内容					
				出前講座の講師	訓練等への参加・助言	避難計画作成の助言・指導計画	ワークショップ等	行事参加	その他
341	深津	362	藤井 厚志		○	○			
342	深津	461	市川 貴浩	○	○	○		○	
343	深津	503	中川 実優		○			○	
344	福相	109	玉崎 猛		○	○	○	○	
345	福相	112	佐藤 和広		○			○	
346	福相	187	國頭 敬市			○			
347	福相	198	木村 繁夫		○			○	
348	福相	527	高橋 賢		○	○	○	○	
349	福相	528	畑山 隆之		○	○	○	○	
350	藤江	358	佐能 政幸	○				○	
351	本郷	220	牧本 敏秀					○	
352	本郷	225	横山 典好		○			○	
353	本郷	226	平田 誠治		○				
354	本郷	366	佐藤 泉		○	○		○	
355	本郷	588	大村 哲也		○	○	○		
356	幕山	83	森山 由美子		○	○	○	○	
357	幕山	88	谷野 道雄		○				
358	幕山	571	北村 登史雄					○	
359	松永	2	和泉 正人		○			○	○
360	松永	54	山崎 廣成		○		○		
361	松永	89	黒瀬 隆志	○	○	○	○	○	
362	松永	92	柿本 千春						○
363	松永	262	小林 富芳					○	
364	松永	437	松井 浩志		○			○	
365	松永	446	井出 茂	○	○			○	
366	松永	570	岡崎 新吾		○				
367	松永	573	本多 春翔	○	○	○	○	○	
368	松永	577	加納 遥介		○	○		○	
369	道上	11	世良 善美	○					
370	道上	119	江草 一行		○				
371	道上	143	下江 利昭	○	○	○	○	○	○
372	道上	145	和田 昭弘		○	○	○	○	
373	道上	147	三宅 秀樹		○			○	
374	道上	169	西本 和弘		○			○	
375	道上	231	福田 耕造		○				
376	道上	261	藤原 拓朗		○				
377	道上	302	三宅 昭雄						○
378	道上	357	渡邊 薫					○	
379	道上	374	渡邊 史花	○	○			○	
380	道上	476	橋崎 真季		○	○			
381	道上	572	小原 順子	○	○	○	○	○	○
382	緑丘	82	杉野 誠二		○	○	○	○	
383	緑丘	182	藤井 照文	○				○	
384	緑丘	254	中原 幸夫		○	○		○	
385	緑丘	281	大元 良子		○			○	
386	緑丘	294	清末 真一					○	
387	緑丘	315	池田 哲朗	○	○			○	
388	緑丘	350	小林 聡勇		○		○	○	
389	緑丘	353	宮野 宏子		○			○	
390	緑丘	356	土屋 忠之	○	○	○	○	○	
391	緑丘	551	杉原 秀明		○			○	
392	南	49	松井 久一	○	○	○	○	○	
393	南	68	神辺 真介					○	
394	南	78	佐藤 弘之					○	
395	南	227	藤井 眞弓						○
396	南	276	藤井 裕三		○			○	
397	南	325	近藤 光代	○	○			○	
398	南	347	花本 哲裕					○	
399	南	435	萩原 真美		○		○	○	
400	南	441	松本 智子		○	○	○	○	
401	南	462	西村 義宣		○		○		
402	南	487	唐 雅淨						○
403	南	537	松浦 央江		○		○	○	
404	南	545	大木 奈美子		○			○	
405	御野	36	高林 光男	○	○	○	○	○	○
406	御野	188	今田 孝明					○	
407	御野	209	弓井 孝和		○		○	○	
408	御野	287	市川 誠之		○	○	○	○	

「福山防災リーダー」名簿(学区・地区50音順)

※順不同

No.	学区・地区	登録番号	名前	活動できる内容					
				出前講座の講師	訓練等への参加・助言	避難計画作成の助言・指導計画	ワークショップ等	行事参加	その他
409	箕島	275	村上 義信	○	○		○		
410	箕島	436	中島 秀夫		○			○	
411	箕島	563	小島 登美恵	○					
412	水呑	55	清水 文雄	○	○	○	○	○	
413	水呑	90	塚本 裕三	○					
414	水呑	161	旭 美知夫		○	○			
415	水呑	162	山口 修司		○	○	○	○	
416	水呑	163	柞磨 徹志		○				
417	水呑	204	住吉 辰典				○		
418	水呑	303	石藤 衣緒		○	○		○	
419	水呑	324	竹内 美夫		○				
420	水呑	429	村上 浩一		○			○	
421	水呑	481	土肥 光		○				
422	水呑	541	橋本 武典			○			
423	水呑	576	影平 仁也		○	○		○	○
424	御幸	117	池田 優子					○	
425	御幸	148	高橋 誠一		○	○	○	○	
426	御幸	180	三谷 俊夫	○	○	○	○	○	○
427	御幸	328	石山 真由美						○
428	御幸	450	樋村 樹理		○	○	○	○	
429	明王台	51	藤井 利昭		○	○		○	
430	明王台	107	中川 安司		○				
431	明王台	168	本原 眞二		○	○			
432	明王台	224	倉橋 秀人		○	○		○	○
433	明王台	236	草野 光雄		○			○	
434	明王台	257	大村 勝	○	○	○			
435	明王台	305	竹内 亮		○			○	
436	明王台	306	栗栖 啓		○				
437	明王台	307	中川 庄司						○
438	明王台	312	田中 恵子		○			○	
439	明王台	479	濱井 敏雅		○	○		○	
440	明王台	607	吉本 功治		○	○	○		
441	宜山	139	堀田 光世					○	
442	宜山	381	小林 千加子					○	
443	宜山	428	岡 沢子		○				
444	宜山	477	藤原 伸彦		○			○	
445	宜山	531	胃甲 茂美		○			○	
446	柳津	136	津田 光之		○		○		
447	柳津	208	佐藤 正		○				
448	柳津	604	大村 泰士		○	○	○	○	
449	山手	98	高橋 加代仁					○	
450	山手	292	北村 紳					○	
451	湯田	4	上川内 いつ子	○	○	○	○	○	○
452	湯田	118	佐藤 康明		○	○	○	○	○
453	湯田	181	川相 星明	○	○	○	○	○	
454	湯田	212	穂山 晃		○	○	○	○	
455	湯田	279	西山 杏奈	○	○	○	○	○	
456	湯田	282	長瀬 修		○			○	○
457	湯田	342	寺地 健次	○	○	○	○	○	
458	湯田	364	若林 徹晴	○	○	○	○	○	
459	湯田	432	佐倉 康久	○		○	○		
460	湯田	464	野市 貞人	○	○	○	○	○	
461	横島	15	村上 敏信					○	
462	横島	419	中尾 憲二		○	○	○		
463	横島	587	神原 賢之助		○	○			

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、防災視聴覚教材及び防災啓発資機材（以下「教材等」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 教材等の貸出対象は、学校、企業、その他関係機関・団体を原則とし、その他福山市長（以下「市長」という。）が必要と認めた者とする。

(貸出しの教材等)

第3条 貸出しする教材等は、別表のとおりとする。

(貸出しの手続き)

第4条 利用者は、防災視聴覚教材及び防災啓発資機材借受申請書（第1号様式）に必要な事項を記入して申請するものとする。

2 市長は、前項の申請について第2条及び第5条の規定に適合することを確認の上、貸出しを決定するものとする。

3 市長は、貸出しを決定したときは、防災視聴覚教材及び防災啓発資機材承認・不承認通知書（第2号様式）を貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）に交付するとともに借受者が守るべき事項を周知させるものとする。

(貸出しの制限)

第5条 教材等の貸出しは、営利を目的とすると認めた場合は、これを許可しない。

2 借受者は、教材等の貸出しを許可した目的以外に使用してはならない。

3 借受者は、教材等を転貸し、又は譲渡してはならない。

(貸出期間)

第6条 教材等貸出期間は、7日以内とする。ただし、教材等の管理上又は運営上支障がないと市長が判断したときは、この限りではない。

(教材等の受領並びに返納)

第7条 教材等の受領並びに返納は、総務局総務部危機管理防災課においてこれを行う。

2 教材等の貸出期限が到来したとき、又は貸出期限前において市長がその返納を求めたときは、直ちに返納しなければならない。

(使用料)

第8条 教材等の使用料は、徴収しない。

(管理義務)

第9条 借受者は、教材等を良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

2 借受者は、教材等を滅失又は損傷したとき、それが借受者の責めに帰すべき理由にある場合は、その損害を賠償しなければならない。

(利用状況報告の義務)

第10条 借受者は、教材等の利用結果について教材等利用状況報告書（第3号様式）を提出するものとする。

## 附 則

この要綱は、2008年（平成20年）3月26日から施行する。

この要綱は、2008年（平成20年）10月1日から施行する。

この要綱は、2009年（平成21年）6月29日から施行する。

この要綱は、2009年（平成21年）10月15日から施行する。

この要綱は、2010年（平成22年）3月12日から施行する。

この要綱は、2011年（平成23年）10月3日から施行する。

この要綱は、2014年（平成26年）5月1日から施行する。

この要綱は、2015年（平成27年）4月15日から施行する。

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

この要綱は、2020年（令和2年）1月29日から施行する。

この要綱は、2021年（令和3年）3月9日から施行する。

この要綱は、2022年（令和4年）1月12日から施行する。

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

この要綱は、2024年（令和6年）12月23日から施行する。

## 別表

貸出項目	番号	物品名
防災視聴覚教材	1	水害発生その時 (DVD : 22 分)
	2	地域で減災 (DVD : 24 分)
	3	災害時要援護者対策の進め方 (DVD : 27 分)
	4	高潮の真実 (DVD : 27 分)
	5	その時、あなたは どうする (DVD : 10 分) (緊急地震速報のしくみと心得)
	6	幸せ運ぼう～阪神・淡路大震災から学ぶ～ (DVD : 146 分)
	7	地震だ！その時どうする？ (DVD : 18 分)
	8	ふせごう 一家具等の転倒防止対策— (DVD : 21 分)
	9	サル太郎地震には負けないぞ！ (アニメDVD : 15 分) (地震への備え大作戦)
	10	がんばってます！自主防災 地域の力で減災 (DVD : 25 分)
	11	津波・命を守る心構え (DVD : 20 分)
	12	改訂版 大地震発生！ (DVD : 18 分)
	13	問われる住民の防災力 (DVD : 22 分)
	14	2014・8・20 広島市土砂災害の記録 (DVD : 24 分×3)
	15	テレビカメラが見た 東日本大震災 (DVD : 105 分)
	16	20 世紀日本の地震災害 (DVD : 40 分)
	17	東日本大震災 岩手の記録 (DVD : 56 分 40 分 14 分 8 分)
	18	急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！ (DVD : 18 分)
	19	地域が主役 避難所の開設と運営のしかた (DVD : 24 分)
	20	助ける、助かる 検証 西日本豪雨 (DVD : 22 分)
	21	地震発生、いのちを守る 10 か条 (DVD : 20 分)
	22	記録的大雨から いのちを守る 10 か条 (DVD : 21 分)
	防災啓発資機材	23

第1号様式

防災視聴覚教材及び防災啓発資機材借受申請書

年 月 日

福山市長様

次の教材等を借り受けたいので申請します。

番 号	貸出物品名	
申 請 者	団 体 名	
	住 所	
	責 任 者	
	借 受 者	
	借 受 者 電 話 番 号	
利 用 目 的		
利 用 場 所		
貸 出 日		
返却予定日		

## 学区・地区防災（避難）計画 更新のお願い

## 1. 概 要

災害時に地域住民同士がお互いを助け合う「共助」は、命を守るためにとても重要です。自治体や公的機関による支援「公助」だけでは限界があるため、日ごろから地域での助け合いの意識を持ち、災害時に協力し合う体制を築くことが必要です。

各学区・地区では、学区・地区防災（避難）計画を作成いただいているところですが、作成から数年経過しますので、近年の状況等を反映した学区・地区防災（避難）計画の更新をお願いします。

なお、津波浸水想定区域内の学区・地区は2023～2024年度で更新済みです。

## 2. 更新手順

計画は、地域の特性や予想される被害や避難先等を地域で話し合い、計画に反映することが重要となります。

策定に当たっては、危機管理防災課も協力させていただきますので、地域の被害を軽減するためにも実践的な計画への更新をお願いします。

## 3. 更新目標

2023～2024年度に更新していない区域（38か所）について、2か年に分けて計画を更新することを目標として、危機管理防災課が各自主防災組織と一緒に更新します。

●2025～2026年度中に策定（目標） ※順次声かけをさせていただきます。

泉、千田、御幸、津之郷、赤坂、瀬戸、熊野、坪生、本郷、東村、伊勢丘、旭丘、有磨、福相、山野、広瀬、加茂、駅家、宜山、駅家西、服部、駅家東、幕山、久松台、山手、大谷台、明王台、戸手、新市、常金丸、網引、山南、神辺、御野、竹尋、湯田、中条、道上

# 災害時協力井戸



を募集しています！！



## 災害時協力井戸とは？

災害による断水時にのみ、井戸の所有者及び管理者の善意により生活用水（清掃、トイレ等飲用以外）として近隣の方々に無償で提供することが可能として市に登録された井戸です。



## 対象となる井戸の条件

- ① 市内にある井戸で、井戸水を汲み上げることのできるポンプ、つるべがあること。
- ② 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ③ 現在使用している井戸で、今後も使用可能なものであること。
- ④ 井戸枠等があるなど、井戸水を利用する上で安全な形態の井戸であること。
- ⑤ 井戸の所有者と管理者が異なる場合において、協力井戸に登録されることに対して、双方の同意があること。
- ⑥ 協力井戸の所在地等を公開することについて、所有者及び管理者の同意があること。



## 登録方法

「登録申出書」を危機管理防災課へ提出。申込受付後、現地確認のうえ登録完了。

【申込・問合せ先】 福山市危機管理防災課  
〒720-8501 福山市東桜町3番5号  
電話：084-928-1228 ファックス：084-926-0845



## 注意事項

- ① 登録後にお渡しする「登録標識」を、利用者が見えやすい場所に掲示してください。
- ② 所有者のみなさんの善意に基づく井戸のため、市が水質検査をしたり、維持管理に要する費用等を助成することはありません。
- ③ 登録した井戸について、所有者等の使用を制限するものではありません。
- ④ 登録された井戸は、災害時に必ず水を提供することを義務付けるものではありません。

災害時協力井戸登録申出書

年 月 日

福山市長 様

私が所有(管理)する井戸について、「福山市災害時協力井戸制度実施要綱」に賛同し、災害時協力井戸として申し出ます。

申出者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者	名前	
	住所	
	電話番号	
所有者又は管理者 ※申出者と異なる 場合のみ記入	名前	
	住所	
	電話番号	
井戸の仕様等	井戸の所在地	福山市
	井戸の位置	<input type="checkbox"/> 宅地内 ( <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外) <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	汲み上げ方法	<input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手動ポンプ <input type="checkbox"/> 電動・手動併用 <input type="checkbox"/> つるべ <input type="checkbox"/> その他 ( )
	停電時の使用	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能
	利用状況	<input type="checkbox"/> 日常的に利用している ( <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 生活用水(洗濯、掃除、風呂等) <input type="checkbox"/> 事業(業務)用水 <input type="checkbox"/> かんがい用水 <input type="checkbox"/> その他 ( )) <input type="checkbox"/> あまり利用していない
	水量	<input type="checkbox"/> 水量は確保されている <input type="checkbox"/> 渇水時には枯れることがある <input type="checkbox"/> 不明
情報の公開 ※事業所は公開	公開の時期	<input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> 災害発生時のみ
	個人名の公開	<input type="checkbox"/> 同意する (表示例：(苗字) 邸) <input type="checkbox"/> 同意しない

(裏面に続く)

周辺地図【略図】

井戸までの経路【略図】

※提供いただいた個人情報については、この事業以外の目的には使用しません。

(災害時協力井戸の登録の条件)

- 1 市内にある井戸で、井戸を汲み上げることのできるポンプ又はつるべがあること。
- 2 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- 3 現在使用している井戸で、今後も使用可能なものであること。
- 4 井戸枠等があるなど、井戸水を利用するうえで安全な形態の井戸であること。
- 5 井戸の所有者と管理者が異なる場合において、協力井戸に登録されることに対して、双方の同意があること。
- 6 協力井戸の所在地等を公開することについて、所有者及び管理者の同意があること。

# 災害時協力井戸登録申出書の記入要領

## 1 申出者

本制度に申し出される方の名前、住所、電話番号を記入し、所有者、管理者（同一の場合は両方）の口に✓印を付けてください。

## 2 所有者又は管理者

所有者と管理者が異なる場合に名前、住所、電話番号を記入してください。

## 3 井戸の仕様等

### (1) 井戸の所在地

井戸の所在地を記入してください。

### (2) 井戸の位置

井戸のある場所について、宅地内、田畑、その他の別について口に✓印を付けてください。宅地内については、屋内、屋外の別についても口に✓印を付けてください。

### (3) 汲み上げ方法

井戸水の汲み上げ方法について、電動ポンプ、手動ポンプ、つるべ等、その他の別について口に✓印を付けてください。電動と手動いずれも使用可能な場合は、電動・手動併用の口に✓印を付けてください。

### (4) 停電時の使用

電動ポンプについては、停電時に自家発電等により使用可能な場合は可能の口に✓印を付け、使用不可能な場合は、不可能の口に✓印を付けてください。

### (5) 利用状況

井戸を日常的に利用されている場合は、日常的に利用しているの口に✓印を付け、井戸の利用用途について、飲料水、生活用水、事業（業務）用水、かんがい用水、その他の別について口に✓印を付けてください。あまり利用していない場合は、あまり利用していないの口に✓印を付けてください。

### (6) 水量

井戸の水量について、該当するものの口に✓印を付けてください。

### (7) 水質検査

水質検査を定期的に行われている場合は口に✓印を付け、水質検査の結果、飲用可能、飲用不可能の別について口に✓印を付けてください。水質検査を実施していない場合は、水質検査は実施していないの口に✓印を付けてください。

## 4 情報の公開

個人が所有（管理）する井戸の場合、情報の公開は任意となっておりますので、次の項目を記入してください。

(1) 公開の時期

市のホームページへの情報公開について、常時掲載してよいか、災害時のみの掲載を希望するかの別について口に✓印を付けてください。

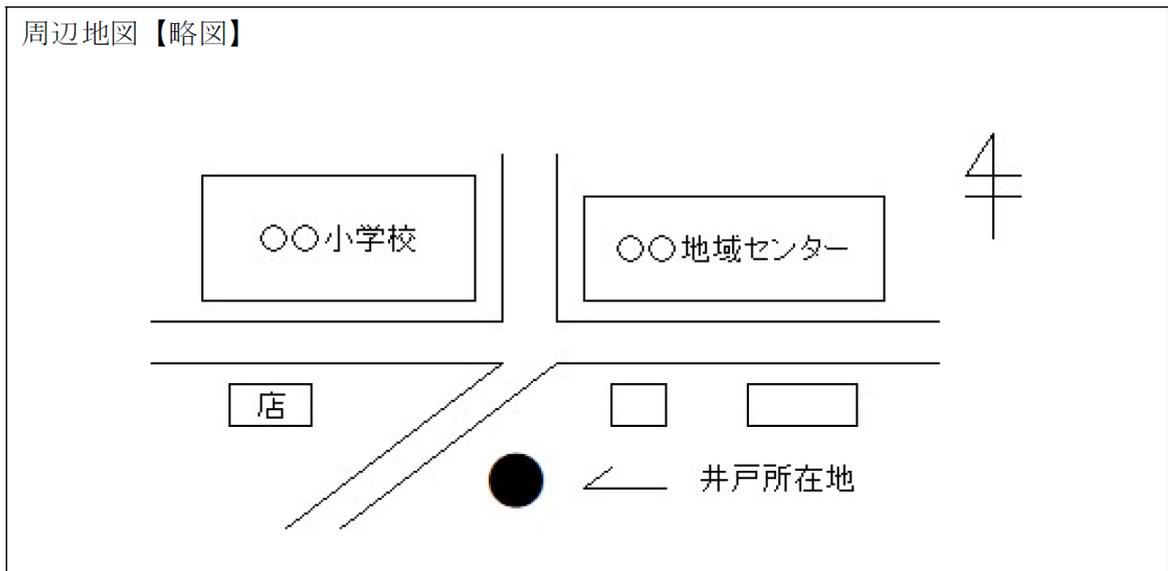
(2) 個人名の公開

市のホームページへの情報公開について、個人名（苗字のみ）を公開することについて、同意する、同意しないのいずれかの口に✓印を付けてください。

**5 周辺地図【略図】**

井戸のある場所を示した周辺の地図を簡単に記載してください。※住宅地図等を別に添付しても構いません。

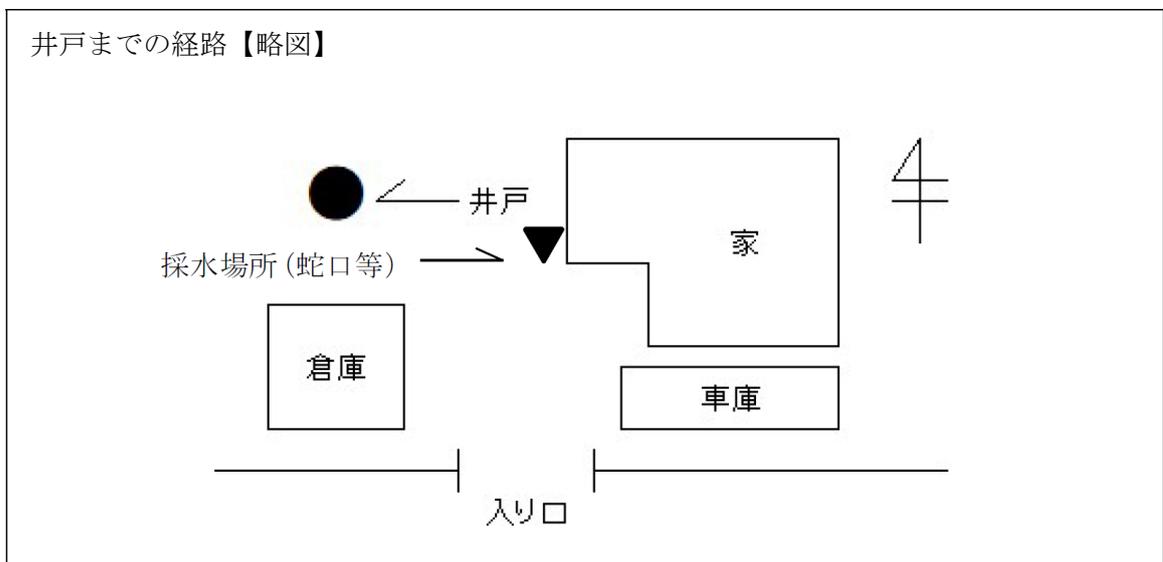
(記載例)



**6 井戸までの経路【略図】**

敷地内等の入り口や建物配置を記載し、井戸の位置と採水場所を示してください。

(記載例)



## 福山市災害時協力井戸制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害時において生活用水を供給するために、市内にある生活用水を供給できる井戸を災害時協力井戸（以下「協力井戸」という。）として登録し、もって災害時における生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害時」とは、自然災害等により上水道設備が被災し、断水が発生した時をいう。
- (2) 「生活用水」とは、飲用水以外の日常生活に使用される水をいう。

### (登録の要件)

第3条 協力井戸は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内にある井戸で、井戸水を汲み上げることのできるポンプ、つるべがあること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 現在使用している井戸で、今後も使用可能なものであること。
- (4) 井戸枠等があるなど、井戸水を利用する上で安全な形態の井戸であること。
- (5) 井戸の所有者と管理者が異なる場合において、協力井戸に登録されることに対して、双方の同意があること。
- (6) 協力井戸の所在地等を公開することについて、所有者及び管理者の同意があること。

### (登録の手続き)

第4条 協力井戸の登録を受けようとする者は、災害時協力井戸登録申出書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の登録申出書を受理したときは、内容等を審査し、協力井戸として適当であると認められる場合は災害時協力井戸登録決定通知書（別記様式第2号）を、認められない場合には災害時協力井戸不登録決定通知書（別記様式第3号）を協力井戸の登録を受けようとする者に通知するものとする。

### (標識の掲示)

第5条 市長は、前条第2項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、登録標識を交付するものとする。

- 2 前項の登録標識を交付された登録者は、利用者が見やすい場所に掲示するものとする。
- 3 登録者は、交付された登録標識を紛失、滅失、汚損又は破損した場合は、災害時協力井

戸登録標識紛失等届出書（別記様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

4 市長は、前項の届出書を受理したときは、登録標識を再交付するものとする。

（登録の変更）

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、災害時協力井戸登録変更届出書（別記様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

（登録の解除）

第7条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、協力井戸の登録を解除するものとする。

(1) 登録者から災害時協力井戸登録解除申出書（別記様式第6号）の提出があったとき。

(2) 第3条各号に掲げる登録の要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が協力井戸として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書（別記様式第7号）により、登録者に通知するものとする。

3 登録者は、登録が解除された場合は、交付された登録標識を市長に返還するものとする。ただし、登録標識を紛失又は滅失した場合は、災害時協力井戸登録標識紛失等届出書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）5月16日から施行する。

## 孤立可能性集落に関する状況調査結果及び支援について

## 1 現状・背景

広島県では、令和6年1月に発生した能登半島地震において孤立集落の課題が顕在化したことを踏まえ、昨年12月に孤立可能性集落について調査結果を公表し、本市では78集落（重複する3集落を含む。）が該当していました。

その後、本市において、その調査結果を精査したところ、実態と異なる状況が確認されたため、今年2月以降、本市職員が該当した集落の居住の状況や迂回路の有無などを確認する現地調査を実施して孤立リスクの詳細な分析を行い、孤立リスクの分類を行いました。

## 2 孤立可能性集落別の孤立リスク分類結果

番号	孤立リスク	学区・地区	集落名	番号	孤立リスク	学区・地区	集落名	
1	高	山野	島串	39	低	宜山	東谷上	
2			大谷上	40			上郷南	
3			大谷中	41			谷	
4		広瀬	菅町	42		蔵王	蔵王第五	
5		常金丸	父尾	43		大津野	中谷	
6		服部	雨木中	44		赤坂	長者ヶ原	
7				新山, 野呂			45	早上
8		中条	上三谷	46		瀬戸	志田原上	
9		走島	神原	47		柳津	その他地域	
10				奥		48	水呑	土井
11				浦友		49		西
12				唐船		50		中村
13		中	山野	13		高島	浜上	
14	網引			51			太才	
15	服部		52	別所				
16	中条		53	別中				
17	低	山野	17	鞆		54	西中	
18			下市			55	平五	
19			池尻			56	仙酔島	
20			大正			57	江之浦	
21			大原			58	その他地域	
22			高尾			59	山南	横倉
23		加茂	23	千年		60	奥組	
24			栗根小池			61	菅野	
25		網引	25	常石		62	中組	
26			上組			63	堂尾	
27	服部	27	64			根引		
28		本郷中	65			大越		
29	駅家西	29	横島	66		西8区		
30		琴森		67		東8区		
31	中条	31	田島西部	68	天満			
32		木ノ内		69	沖			
33		上組	70	山野	71	矢川下		
34		田淵	72		常金丸	下組		
35	竹尋	35	住居無し	73	服部	日和		
36		上竹田中		74	有磨	貝野		
37		上竹田上		75		横内		
38	有磨	38	上組迫谷					

## 3 今後の対応

孤立リスクを「高」と分類した集落を中心に、衛星携帯電話、カセットガス式発電機等を必要に応じて配備することを計画しています（資機材の配備場所等については地元協議）。